

青森市教育振興基本計画

計画期間：平成28年度～令和5年度

～ ひとりひとりの未来につながる 「わ」の学び ～



青森市教育委員会

平成28年3月 策定

令和3年2月 一部改定

キャッチフレーズ

ひとりひとりの未来につながる 「わ」の学び

- 「わ」とは
- ・自分を指す「わ」
 - ・人と人とのつながりを指す「輪」
 - ・和やかを指す「和」

第1章 総論 P1

- 第1 計画策定の趣旨 P2
- 第2 計画の位置付け P2
- 第3 計画期間 P2
- 第4 施策や事業の対象範囲 P3
- 第5 計画の推進 P3
- 第6 現状と課題 P3
- 第7 基本方針 P4
- 第8 施策の基本方向 P5
- 第9 青森市総合計画 前期基本計画との関連図 P6
- 第10 計画体系図 P7

第2章 各論 P8

基本方向1 個を生きし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育 P12

- 基本施策1 子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。 P12
- 基本施策2 子どもたちの豊かな心を育みます。 P15
- 基本施策3 子どもたちの健やかな体を育みます。 P22
- 基本施策4 特別なニーズのある子どもたちを支えます。 P26
- 基本施策5 子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。 P30
- 基本施策6 子どもたちの公平な教育機会を確保します。 P35
- 基本施策7 小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。 P38
- 基本施策8 小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。 P41
- 基本施策9 学校・家庭・地域の教育力を高めます。 P44

基本方向2 一人一人の社会参加と生涯にわたる学習を促進する社会教育・生涯学習 P48

- 基本施策10 市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。 P48
- 基本施策11 市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。 P51
- 基本施策12 未来を切り拓く青少年を育成します。 P54
- 基本施策13 グローバルに活躍する人材を育成します。 P58
- 基本施策14 読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。 P61

基本方向3 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術 P65

- 基本施策15 市民の文化芸術活動を支えます。 P65
- 基本施策16 文化財を守り、伝えます。 P68

基本方向4 誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション P71

- 基本施策17 スポーツ・レクリエーション活動を推進します。 P71
- 基本施策18 学校体育活動を充実させます。 P76
- 基本施策19 ウィンタースポーツを推進します。 P78
- 基本施策20 競技力を向上させます。 P80

参考資料 (計画策定の経過等) P82

第 1 章 総論

第1 計画策定の趣旨

青森市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、「青森市新総合計画前期基本計画」に掲げられた施策及び「青森市の教育施策の方針」の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年3月「青森市教育振興基本計画」を策定したところですが、当該計画の計画期間が平成27年度で終期を迎えました。

また、当該計画の上位計画である「青森市新総合計画前期基本計画」（以下「旧総合計画前期基本計画」という。）についても、計画期間が平成27年度をもって満了となることに伴い、新たに平成28年度を始期とする「青森市新総合計画後期基本計画」（以下「旧総合計画後期基本計画」という。）が策定されました。

このことから、「旧総合計画後期基本計画」に掲げられた施策の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、青森市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）の第2次計画を策定しました。

第2 計画の位置付け

本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」の個別計画です。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から令和5年度までの8か年間としています。

本計画は、旧総合計画後期基本計画の分野別計画として策定したものでありますが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和5年度の5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、本計画と青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正、目標とする指標及び目標値の修正、その他一部内容の修正を追記します。

第4 施策や事業の対象範囲

本計画における施策・事業の対象範囲は、教育委員会が所管する施策・事業を基本としています。

なお、他の部局が所管する施策・事業で、本計画に関係するものについては、「青森市総合計画前期基本計画」及び他の個別計画などに基づき、関係部局と連携し、推進します。

第5 計画の推進

本計画は、施策の進捗度を測定するための指標を設定し、計画最終年度の令和5年度における目標値を定めています。

教育委員会は、毎年、この指標の達成状況などから、取組の状況等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、点検及び評価を行い、報告書を作成し公表していきます。

また、この点検及び評価の結果のほか、国・県の動向や社会情勢等の本市を取り巻く環境の変化を考慮し、必要に応じて計画内容を見直します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第6 現状と課題

（1）学校教育

本市では、少子化を背景に児童生徒が減少している中、保護者や地域の人々の協力を得て、子どもたちの「生きる力」¹を育むため、確かな学力の向上と豊かな心の育成を基盤とした、本市独自の「個を生かし 夢をはぐくむ 特色ある学校」を目指した学校教育に努めてきました。

しかしながら、いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実、さらには、教職員の多忙化など、学校教育を取り巻く環境は、目まぐるしく変化してきており、学校・家庭・地域における連携を強化し、子どもの頃から将来を考え、どのように自立していくかを学び、働くことや生きることへの関心や意欲を養うとともに、安全で快適な教育環境の確保や、全ての子どもが適切な教育を受けることができる環境づくりを進める必要があります。

（2）社会教育・生涯学習

¹ 【生きる力】 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の3つの要素からなる力。確かな学力とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力のこと。豊かな人間性とは、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などのこと。健康・体力とは、たくましく生きるための健康や体力のこと。

本市には、地域の学習拠点である市民センターや公民館など市民が自主的に学習できる環境が整っており、これまでも、市民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習を推進してきました。

しかしながら、生涯学習に対する市民ニーズが多様化する中で、異なる年齢層や地域などからの幅広いニーズに対応した社会教育活動の充実を図る必要があります。

(3) 文化芸術

本市は、ねぶたをはじめ、棟方志功に代表される版画や世界遺産登録を目指している小牧野遺跡²などの縄文遺跡群のほか、個性的で魅力的な歴史・文化資産に恵まれており、文化芸術を気軽に鑑賞できる環境づくりなどに取り組んで参りました。また、版画などの文化芸術資源や小牧野遺跡などの文化財を活用した活動・発表機会を提供するなど、次世代への継承に努めて参りました。

しかしながら、多くの文化芸術活動が実施されている中、市民には十分浸透していないことから、文化芸術の将来像を見据えながら、本市の有する文化芸術資源の活用や情報発信、子どもたちの文化芸術への関心を高める取組、版画をはじめとする文化芸術の裾野を広げるための子どもたちへの指導機会の充実、大人から子どもまでが本市の歴史・文化・祭り等を通じた郷土への誇りや愛着を醸成するための文化財・文化芸術資源の保存・活用の推進を図る必要があります。

(4) スポーツ・レクリエーション

本市には、市民体育館をはじめ、スポーツ会館、モヤヒルズ、浪岡総合公園、新県総合運動公園などのスポーツ施設が所在し、これまで、四季を通じたスポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境づくりや競技スポーツの推進、さらには、「カーリングの街・青森」をはじめ本市の気候特性を活かしたウィンタースポーツの推進などに取り組んで参りました。

しかしながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動の状況は、年齢が上がるにつれ、スポーツ機会が減少していることから、様々なライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに加え、若手選手の競技力向上及び競技水準の向上に一層取り組んでいく必要があります。

第7 基本方針

本計画の基本方針を次のとおりとし、学校、家庭、地域、関係機関・団体と連携しながら、各施策を積極的に推進します。

基本方針

人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、健やかなからだと豊かな心を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。

² [小牧野遺跡] 青森市大字野沢字小牧野に所在する、土地造成と特異な配石で構築された縄文時代後期前半（紀元前2000年頃）の大規模な環状列石を主体とする遺跡。当時の精神生活や社会構造、墓制を明らかにするとともに、土地の造成や多量の大型石の運搬・設置など、土木工事の実態を知る上で貴重な遺跡。

第8 施策の基本方向

基本方針を実現させるための方向性を示す、以下の4つの「基本方向」を定め、各施策を推進します。

(1) 基本方向1

個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育

家庭・地域などとの連携の下、子どもたちの個を生かし、確かな学力、豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力など、「生きる力」を育成するとともに、全ての子どもたちが平等で、きめ細やかな質の高い教育を受けられる環境を整えます。

(2) 基本方向2

一人一人の社会参加と生涯にわたる学習を促進する社会教育・生涯学習

市民一人一人が、地域の発展を支える意識と意欲を持ち、本市の元気な原動力として社会参加し活躍できるよう、暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習や、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支援します。

(3) 基本方向3

郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術

市民の郷土への誇りと愛着を育むとともに、本市の魅力を高めていくため、市民の文化芸術活動を支援するとともに、郷土の文化芸術資源をまちづくりへ活用しながら守り伝えます。

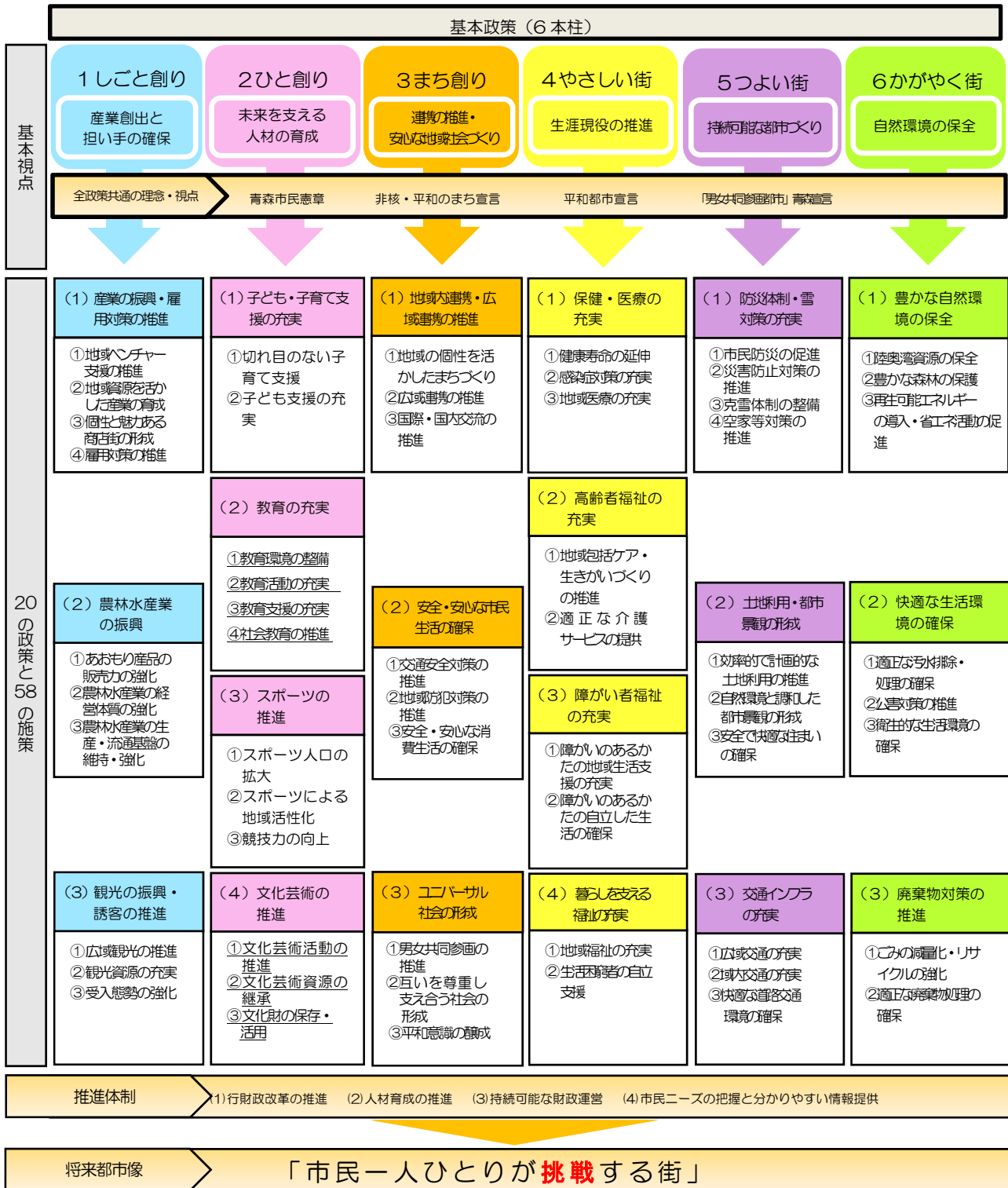
(4) 基本方向4

誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力の向上など、健やかな心や体を育む「元気」を生み出すとともに、そこから生まれる「感動」は、人生をより豊かにし、充実したものになることから、ウィンタースポーツをはじめ、四季を通じて、様々なライフステージに応じて「誰でも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。

また、競技力の向上と本市のスポーツ人口の裾野拡大に向けて、指導者の確保を進めます。

第9 青森市総合計画 前期基本計画との相関図



総合計画に掲げた教育関連の基本政策、基本視点、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市教育振興基本計画

第10 計画体系図

青森市教育振興基本計画

基本方針

人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、健やかなからだと豊かな心を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。

基本方向

基本方向1
 教育に個性を生かす力、社会的な対応を育む学校

基本方向2
 一人一人の社会参加と生涯学習を促進する

基本方向3
 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術

基本方向4
 誰もが四季を通じて親しみ、感動と元気を生み出し、スポーツ・レクリエーションを推進する

基本施策

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。	子どもたちの豊かな心を育みます。	子どもたちの健やかな体を育みます。	特別なニーズのある子どもたちを支えます。	子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。	子どもたちの公平な教育機会を確保します。	小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。	小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。	学校・家庭・地域の教育力を高めます。	市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。	未来を切り拓く青少年を育成します。	グローバルに活躍する人材を育成します。	読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。	市民の文化芸術活動を支えます。	文化財を守り、伝えます。	スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	学校体育活動を充実させます。	ウィンタースポーツを推進します。	競技力を向上させます。

※1

※2

※1 基本施策14は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく「青森市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」です。

※2 基本施策17、19、20及び基本施策18の一部については、「青森市スポーツ推進計画（青森市総合計画前期計画第2章第3節）」に基づいて、施策の推進をいたします。

第 2 章 各論

青森市教育振興基本計画

基本方向 1

個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育

基本施策 1

子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。

- 施策1-1 学力向上アクションプランに基づく学力の向上
- 施策1-2 子どもの思考力・判断力・表現力の育成

基本施策 2

子どもたちの豊かな心を育みます。

- 施策2-1 いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消
- 施策2-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実
- 施策2-3 子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成
- 施策2-4 学校における体験活動の充実
- 施策2-5 学校における伝統・文化に触れる機会の充実

基本施策 3

子どもたちの健やかな体を育みます。

- 施策3-1 子どもの健康の保持増進
- 施策3-2 子どもの食に対する意識の向上
- 施策3-3 学校給食の充実
- 施策3-4 学校における体育活動の充実（施策18-1後掲）
- 施策3-5 子どものケガ等に伴う補償制度の充実

基本施策 4

特別なニーズのある子どもたちを支えます。

- 施策4-1 障がいのある子どもの望ましい就学の実現
- 施策4-2 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成
- 施策4-3 性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の支援
- 施策4-4 帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する学習支援

基本施策 5

子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。

- 施策5-1 子どもの様々な体験活動の充実
- 施策5-2 子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成
- 施策5-3 子どもの国際的な体験機会の充実（施策13-1後掲）
- 施策5-4 子どもが理数教科に興味を持つ機会の充実
- 施策5-5 子どもが文化芸術に興味を持つ機会の充実
- 施策5-6 子どもの情報活用能力の育成
- 施策5-7 子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成
- 施策5-8 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

基本施策 6

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

- 施策6-1 経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもたちに対する支援
- 施策6-2 経済的な理由により進学が困難な者に対する修学機会の充実
- 施策6-3 東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援
- 施策6-4 保護者負担の軽減

基本施策 7

小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

- 施策7-1 学校規模の適正化
- 施策7-2 教職員の資質向上
- 施策7-3 教職員の健康の保持増進と多忙化の解消

基本施策 8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

- 施策8-1 安全・安心な学校施設の維持・管理
- 施策8-2 環境教育等を考慮した学校施設の整備
- 施策8-3 質の高い教材等の整備と管理
- 施策8-4 学校における安全確保体制の構築

基本施策 9

学校・家庭・地域の教育力を高めます。

- 施策9-1 社会全体での子どもたちの学びの支援
- 施策9-2 地域とともにある学校づくり
- 施策9-3 豊かなつながりの中での家庭教育支援

基本方向 2

一人一人の社会参加と生涯にわたる学習を促進する社会教育・生涯学習

基本施策 1 0

市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。

- 施策10-1 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める学習の充実
- 施策10-2 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習に取り組む団体及び人材の充実
- 施策10-3 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める図書館資料の充実

基本施策 1 1

市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。

- 施策11-1 市民ニーズに合致した学習・サービスの充実
- 施策11-2 市民ニーズに合致した学習講座の充実
- 施策11-3 市民ニーズに対応した図書館サービスの充実

基本施策 1 2

未来を切り拓く青少年を育成します。

- 施策12-1 青少年に対する様々な体験活動の充実
- 施策12-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実（施策2-2再掲）
- 施策12-3 青少年の自立と社会参加に向けた支援の充実
- 施策12-4 青少年に対する交流環境づくりの推進
- 施策12-5 社会全体での子どもたちの学びの支援（施策9-1再掲）
- 施策12-6 地域とともにある学校づくり（施策9-2再掲）
- 施策12-7 豊かなつながりの中での家庭教育支援（施策9-3再掲）

基本施策 1 3

グローバルに活躍する人材を育成します。

- 施策13-1 子どもの国際的な体験機会の充実
- 施策13-2 青少年に対する国際的な体験活動の充実
- 施策13-3 生涯を通じた国際的な学習機会の充実

基本施策 1 4

読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。

- 施策14-1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進
- 施策14-2 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実
- 施策14-3 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

基本方向 3

郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術

基本施策 1 5

市民の文化芸術活動を支えます。

- 施策15-1 文化芸術鑑賞機会の充実
- 施策15-2 文化芸術活動の活性化に向けた支援
- 施策15-3 伝統芸能の鑑賞機会と発表機会の充実

基本施策 1 6

文化財を守り、伝えます。

- 施策16-1 民俗芸能の継承
- 施策16-2 歴史民俗資料・遺跡出土品の継承
- 施策16-3 埋蔵文化財の継承
- 施策16-4 史跡の価値の向上

基本方向4

誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション

基本施策17

スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

- 施策17-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供
- 施策17-2 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進
- 施策17-3 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
- 施策17-4 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
- 施策17-5 指導者の確保・活用
- 施策17-6 地域スポーツの促進
- 施策17-7 スポーツ施設の利便性の向上
- 施策17-8 ハイレベルな競技の観戦機会の提供

基本施策18

学校体育活動を充実させます。

- 施策18-1 学校における体育活動の充実
- 施策18-2 安全・安心の確保

基本施策19

ウィンタースポーツを推進します。

- 施策19-1 ウィンタースポーツの促進
- 施策19-2 「カーリングの街・青森」の推進

基本施策20

競技力を向上させます。

- 施策20-1 ジュニア層の育成強化
- 施策20-2 各種競技会への参加支援
- 施策20-3 競技団体との連携促進
- 施策20-4 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

基本方向 1 個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育

基本施策 1 子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。

基本施策 1 現状及び課題

全国学力・学習状況調査³における本県の児童生徒の学力は、これまで同様、都道府県別では上位に位置しており、本市の結果も同等のものとなっています。

しかしながら、「思考力・判断力・表現力」については、依然として「基礎的・基本的な知識や技能」に比べ正答率が低い傾向にあります。

このことから、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、国及び県の学習状況調査の結果に基づいた、各学校単位での学力向上に向けた取組を充実させるとともに、「思考力・判断力・表現力」を育成する必要があります。

基本施策 1 施策の体系

基本施策 1 子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。

施策 1-1 学力向上アクションプランに基づく学力の向上

施策 1-2 子どもの思考力・判断力・表現力の育成

施策 1-1 学力向上アクションプランに基づく学力の向上

【施策 1-1 現状及び課題】

本市の児童生徒の学力については、平成 26 年度全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに、全国平均を上回っており、全国でも上位に位置しています。

また、平成 26 年度青森県学習状況調査⁴においては、小学校では、4 教科の総合で、県平均を若干上回っており、中学校では、5 教科の総合で県平均を上回っています。

このように、本市の児童生徒の学力は定着している状況にありますが、今後も現状に満足することなく、学力の更なる向上を図る必要があります。

【施策 1-1 施策の展開】

①学習状況調査の分析に基づいた指導方法の研究等

児童生徒の学力の更なる向上を図るため、全国及び県の学習状況調査を、中学校区、学校ごとまで分析し、成果と課題を洗い出し



³ [全国学力・学習状況調査] 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査（調査の対象学年：小学校第 6 学年、中学校第 3 学年）。

⁴ [青森県学習状況調査] 青森県内公立小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の定着状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう、県全体の調査結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資するため、青森県教育委員会が実施する調査（調査の対象学年：小学校第 5 学年、中学校第 2 学年）。

ます。

また、その課題の解決のための指導方法を研究し、授業改善の手立てをまとめた報告書の配付、学校訪問や研修講座を通じた各学校への周知に取り組みます。

②各学校の学力向上アクションプランの検証・改善への支援

各校長との面談等を通して、各学校が実施する、学力の向上のための具体的な目標と達成に向けた手立てをまとめた、「学力向上のためのアクションプラン⁵」の検証・改善を支援します。

③指導事例集を活用した指導・助言

全国及び県の学習調査結果の分析に基づき、本市の課題の解決を図る授業改善のための指導事例集を作成するとともに、学校訪問や研修講座において指導事例集を活用しながら、確かな学力の育成を目指した授業づくりのポイントについて指導・助言します。

④組織的・計画的な繰り返し学習の実施の徹底

基礎的・基本的な内容の定着や苦手分野を克服させるため、各学校に対しては、朝の時間、業間⁶、放課後などに15～20分程度の学習時間帯を設けたり、家庭学習の課題にしたりするなど、組織的・計画的な繰り返し学習の徹底に取り組みます。

施策1-2 子どもの思考力・判断力・表現力の育成

【施策1-2 現状及び課題】

全国学力・学習状況調査や県学習状況調査において、小・中学校ともに、「思考力・判断力・表現力」に関する正答率が低い傾向にあります。

【施策1-2 施策の展開】

①言語活動の充実

「思考力・判断力・表現力」を育成するため、事実等を正確に理解し、相手に対して的確でわかりやすい説明をすることや、互いの立場や考えを尊重し、互いの考えを伝え合うことをはじめとした、言語活動の充実を図ります。

また、課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブラーニング⁷」）を取り入れた授業づくりを推進します。

②指導体制の工夫

児童生徒が意欲的、主体的に問題解決に取り組み、「わかった」「できた」という成就感を持たせるような魅力ある授業づくりのため、小中連携⁸を通じた教員の専門性や得意分野を生かした教科担任制、ティーム・ティーチング⁹や少人数指導の導入など、指導体制を工夫します。



⁵ [学力向上のためのアクションプラン] 各小・中学校長が、自校の児童生徒の学力の実態に応じ、「確かな学力」の向上のために作成するプラン。内容には単年度で達成できる目標と、具体的な方策が盛り込まれている。

⁶ [業間] 小学校において2校時と3校時の合間の15分程度の時間。中休みの別称。

⁷ [アクティブラーニング] 教員が講義形式で一方的に教えるのではなく、課題の発見と解決に向けて学生や子どもたちが自分から進んで、更にお互いが協力しながら学ぶ指導・学習方法の総称。

⁸ [小中連携] 小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

⁹ [ティーム・ティーチング] 複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

基本施策1 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学習状況調査の県平均正答率との差（小学5年生）	0.8pt (平成27年度)	1.6pt (令和5年度)	県学習状況調査における4教科総合の平均正答率の本市と県の差 ※平均正答率は、(4教科の平均正答数) / (4教科の問題数) である。 【出典：県学力学習状況調査報告書】
②学習状況調査の県平均正答率との差（中学2年生）	3.5pt (平成27年度)	4.0pt (令和5年度)	県学習状況調査における5教科総合の平均正答率の本市と県の差 ※平均正答率は、(5教科の平均正答数) / (5教科の問題数) である。 【出典：県学力学習状況調査報告書】
③学校での学習指導に対する児童生徒の評価の平均	3.3pt (平成27年度)	3.4pt (令和5年度)	学校評価における学習指導に対する児童生徒の評価の平均（※4点満点） 【出典：学校評価実施報告書】
④学校での学習指導に対する保護者の評価の平均	3.2pt (平成27年度)	3.2pt (令和5年度)	学校評価における学習指導に対する保護者の評価の平均（※4点満点） 【出典：学校評価実施報告書】

基本施策 2 子どもたちの豊かな心を育みます。

基本施策 2 現状及び課題

核家族化や少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足し、規範意識の低下やマナーの欠如が指摘されています。また、学校においては、いじめ、暴力行為、不登校などの様々な課題があります。

とりわけ、不登校については、不登校児童生徒数の割合が依然として高いことに加え、不登校の解消率の横ばい状態が続いています。

また、インターネット上の有害情報の氾濫など、子どもだけでは、防ぐことが難しい問題もあります。

学校における体罰については、未だ全国的に報道される事案がありますが、本市では体罰ゼロの状態が続いています。

このような環境において、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実、有害情報から身を守る取組が求められています。

基本施策 2 施策の体系

基本施策 2 子どもたちの豊かな心を育みます。

施策 2-1 いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消

施策 2-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実

施策 2-3 子どものも徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成

施策 2-4 学校における体験活動の充実

施策 2-5 学校における伝統・文化に触れる機会の充実

施策 2-1 いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消

【施策 2-1 現状及び課題】

いじめの認知件数については、平成 25 年度において小・中学校とも全国を下回っており、県に対しては同等か下回っておりますが、いじめの問題については、これまでどおり喫緊の重大な問題としてとらえております。

不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合（解消率）が横ばい状態となっております。

体罰は絶対にあってはならないことですが、依然として全国的に学校における体罰の発生が問題となっております。

また、少年非行の要因となっていると思われる「規範意識の低下」を防ぐため、全ての小・中学校において、リトルJUMPチーム又はJUMPチーム¹⁰(以下、「JUMPチーム等」という。)を結成しており、あいさつ運動やいじめ撲滅運動などを実施していますが、今後は、学校の実情に合った特色ある取組の展開が求められています。

【施策 2-1 施策の展開】

①いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組の実施

教職員が児童生徒の変化を情報共有するため、小学校では「子どもを語る会」や中学校では「主任会」に加え、小・中合同会議などを開催するほか、いじめの実態把握を強化するため、全ての小・中学校において、学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。

また、各学校に対して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を強化させるため、教職員が児童生徒の変化に気付く、きめ細かな観察力を高めるための校内研修会、定期的な情報交換会、いじめ対策委員会を開催するよう指導・助言します。

このほか、「いじめの問題に関する対話集会（未来ミーティング）¹¹」を開催し、児童生徒自身によるいじめの問題解決に向けた機会を提供します。

さらに、平成27年6月に設置した「青森市いじめ防止対策審議会¹²」を通して、有識者から市及び学校のいじめ防止対策に関わる意見を聴取し、取組に反映していきます。

②不登校児童生徒解消に向けた取組

児童生徒や保護者の持つ悩みや不安を積極的に受け止める本市の教育相談体制と、不登校生徒の学校復帰を支援する本市の適応指導教室の一層の充実に努めます。

③体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア

調査等により体罰の発生又は疑われる際には、児童生徒の心の傷を早期に癒し、立ち直ることができるよう、カウンセリング体制の充実をはじめとした教育相談などの必要な措置を講じます。

④子どもや保護者に対する相談窓口等の周知

問題を抱える子どもや保護者が気軽に相談できるよう、教育相談室、少年指導室、指導課指導チーム、青森市子どもの権利相談センター、「24時間子供SOSダイヤル」の連絡先を、市や教育研修センターのホームページ、広報あおもりで引き続き周知するとともに、小学校1年生の保護者に相談窓口の連絡先を記載した「いじめ防止啓発リーフレット」を配付したり、小学校3年生を対象に「いじめ相談」カードを配付するなどし、児童生徒や保護者に相談窓口等の情報を周知します。

¹⁰ [JUMPチーム] 『Juvenile(少年)』『Misconduct(非行)』『Prevention(防止)』の頭文字でからJUMPチームと名付けられ、少年自身の「規範意識の低下」を防ぐために、中学生・高校生ら少年自らが、お互いに非行防止について呼びかけ、その活動を通じて学校の仲間、さらには、地域の方々も一緒になって、県内全体に非行防止の輪が広がることを目的に、平成11年から結成。平成23年度からは、小学生の『リトルJUMPチーム』が結成。

¹¹ [いじめの問題に関する対話集会（未来ミーティング）] 各校の代表によるグループディスカッションを通して、本市児童生徒一人一人の夢の実現に向け、いじめのない楽しい学校生活を送るために大切なことを考えるとともに、明らかになったことを学校に持ち帰り、みんなに伝え実践する取組。

¹² [青森市いじめ防止対策審議会] いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、市教育委員会や公立小・中学校が行う、いじめの防止等のための対策を実効的に行う付属機関。弁護士や医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家など、専門的な知識や経験を有する委員で構成し、中立性や公平性を確保しながら、広く専門的な立場からの意見を聞く機会を設けるとともに、法第二十八条第一項に規定する重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う。

⑤スクールカウンセラー¹³、スクールソーシャルワーカー¹⁴及びカウンセリングアドバイザー¹⁵の配置・派遣

子どもの心の問題を適切に支援するため、スクールカウンセラーの配置を増加させるよう、県に対し引き続き要望するとともに、スクールソーシャルワーカーや市教育研修センターに配置する教育相談員及びカウンセリングアドバイザーを必要に応じて派遣し、児童生徒や保護者、学校の相談に対して指導・助言します。

⑥JUMPチーム等の特色ある活動に関する情報提供

子どもの「規範意識の低下」を防ぐため、各学校で結成しているJUMPチーム等の活動を充実させるよう各学校における実態に応じた特色ある活動について、学校訪問や研修講座を通じて、情報を提供します。

施策 2-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実

【施策 2-2 現状及び課題】

子どもがネット上の掲示板などに作成する有害情報について、ネットパトロール¹⁶を実施しておりますが、このパトロールによって、年間を通じて問題のある書き込みがあることがわかっていきます。

情報モラルについては、教師向け、保護者向け、児童生徒向けの講座を実施していますが、インターネット、とりわけSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）¹⁷の利用が急速に広がり、常に進化しています。

インターネット上の有害情報を閲覧できないようにするパソコンや携帯電話のフィルタリング¹⁸については、利用率は上がってきているものの、平成26年度の県の調査において全国平均を下回る状況となっております。

非行少年の早期発見及び早期指導のための街頭指導や、性に関する有害図書等の見回り活動を実施していますが、引き続き、関係機関と連携し、非行や有害図書等から子どもを守る取組を継続する必要があります。

【施策 2-2 施策の展開】

①ネット上の有害情報把握のためのネットパトロールの実施等

¹³ [スクールカウンセラー] 児童生徒、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアを行う、臨床心理に専門的な知識・技能を有する専門家。

¹⁴ [スクールソーシャルワーカー] 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する者。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。

¹⁵ [カウンセリングアドバイザー] 児童生徒等に対する相談業務及び教職員、少年指導委員、教育相談員などへの指導・助言等を行う、心理に関する専門的な知識を有する者。

¹⁶ [ネットパトロール] 子どもたちが利用している閲覧可能なコミュニティサイトを専門的に監視し、問題がある書き込みを発見した場合は、関係学校へ情報提供したり、サイト管理者へ不適切な書き込み内容の削除依頼を行う取組。

¹⁷ [SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）] Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。※LINE や Twitter 等がある。

¹⁸ [フィルタリング] インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

子どもが作成したインターネット上の有害情報を把握するため、引き続き、ネットパトロールを実施します。また、発見した有害情報を早期に解消するため、当該学校に対し情報提供を行うとともに、登録されたサイトの管理者に対し、有害情報の削除を依頼します。



②学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援

子どもに正しい情報モラルを身に付けさせるため、学校や家庭が連携して児童生徒を指導できるよう、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、SNSを含めたインターネット上の誹謗中傷やいじめ、有害情報、コンピュータ犯罪等に関する出前講座を開催するほか、新たなインターネット上のトラブルなどに関して、情報を提供します。

③インターネットのフィルタリングとペアレンタル・コントロール¹⁹の普及・啓発

子どもたちが、パソコンや携帯電話、ゲーム機などの情報機器からインターネット上の有害情報を閲覧できないようにするフィルタリングや、子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が視聴・利用制限を行うペアレンタル・コントロールについて、各学校を通じ普及・啓発します。

④少年指導委員²⁰等による巡回・街頭指導の実施

子どもを非行から守るため、少年指導委員や各学校PTA等と連携し、各学校における学区内巡回や街頭指導を実施します。

⑤有害図書等の見回り活動の実施

有害図書等から子どもを守るため、青森市青少年育成市民会議との連携による有害図書等の見回り活動を実施します。

施策 2-3 子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成

【施策 2-3 現状及び課題】

各小・中学校では、道徳の時間に「集団や社会とのかかわりに関すること」「他の人とのかかわりに関すること」を指導していますが、平成 26 年度全国学力学習状況調査では、「学校のきまりを守る」「友達との約束を守る」という道徳的な行動をとっている児童生徒の割合が、全国・県と比べて若干低くなっています。

人権については、本市において平成 24 年 12 月に「青森市子どもの権利条例²¹」を制定していること、また、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることなどを踏まえ、道徳の時間を通じて、更に子どもたちに理解を深めさせる必要があります。

【施策 2-3 施策の展開】

①道徳的な態度の育成に向けた指導

次期の学習指導要領では、小・中学校において道徳が「特別の教科 道徳」（道徳科）となる

¹⁹ [ペアレンタル・コントロール] DVDやインターネット、携帯電話などの電子メディアにおいて、性的表現や暴力的表現など、子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が視聴・利用・時間制限をかけること。また、そのための装置やソフトウェアの機能。

²⁰ [少年指導委員] 関係学校の教職員、民間の有識者、関係行政機関の職員、指導課の職員等の中から、教育委員会により委嘱されたり、任命されたりした者で、少年の非行防止、健全育成の充実に資するため、組織的、計画的に区域内全域の繁華街等の盛り場、遊技場、大型店舗、駅、公園等、問題行動の行われやすい場所を巡回し、指導活動に当たっている者。

²¹ [青森市子どもの権利条例] 「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月に制定された条例。

ことを踏まえ、道徳の時間の効果的な進め方について学校訪問や研修講座等により一層の指導を行うとともに、校内外において「きまりを守る」「約束を守る」ことに加え、「平和」や「人々の幸福」に貢献する態度を育成することができるよう、道徳教育の内容である「集団や社会とのかかわりに関すること」「他の人とのかかわりに関すること」について、指導を充実させます。

また、小学校においては、きまりに関した校内での共通した生活目標を掲げ、その評価を促す取組のほか、中学校においては、生徒会などの自治的な組織の活用により意識の高揚を図る取組を推進します。

②子どもの権利の理解に向けた指導

子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、全ての児童生徒に理解を深めるため、青森市子どもの権利条例を分かりやすくした教材を活用し、指導します。

施策 2-4 学校における体験活動の充実

【施策 2-4 現状及び課題】

小学校においては、全国と比較し、自然体験や科学的な体験をする授業が多く行われていますが、中学校においてはやや不足しています。

また、全国及び県と同様に本市の児童生徒は、理数教科の大切さについては、理解されているものの、学年が上がるにつれ、好きと答える割合は低くなる傾向にあります。

【施策 2-4 施策の展開】

①自然体験や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけ
生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、日々の授業において、自然体験活動やボランティア体験活動のほか、見学・調査などの体験的な学習活動を多く取り入れるよう、学校訪問、研修講座、指導事例集等を通して、各学校に働きかけます。

②理数教科における体験的な授業の実施

観察や実験などの体験的な授業を充実させるため、小・中学校での学校訪問などにおいて、観察や実験などの体験的な授業の指導・助言を行い、その成果が授業に反映できるよう支援します。また、体験的な授業の指導体制の充実に当たり、小学校における教科担任制等の導入を進めます。

施策 2-5 学校における伝統・文化に触れる機会の充実

【施策 2-5 現状及び課題】

特色ある伝統・文化等に関する教育については、特に小学校では生活科、社会科等の学習において、全ての児童が学習しています。

版画については、小学校における図画工作の時間において、授業に取り入れられています。

音楽等芸術鑑賞機会に関する取組状況については、全ての小学校において、演劇を鑑賞する機会を設けておりますが、今後は、感動や刺激を直接体験することができる機会の拡充が求められます。

【施策 2-5 施策の展開】

①伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけ

我が国や郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科学習や道徳の時間、総合的な学習の時間等において、伝統・文化に関し指導するとともに、地域のねぶたや伝統芸能²²等の地域行事への参加、遺跡や文化財などの観覧等の体験的活動が充実されるよう、学校訪問、研修講座、指導事例集等を通して、各学校に働きかけます。

②版画による授業の実施

本市の芸術を代表する版画に触れる機会として、小学校においては、引き続き、版画の授業を実施するとともに、小・中学生を主とした棟方志功賞版画展の開催を継続します。

③各学校に対する体験型プログラムの周知

児童生徒に文化・芸術に触れる機会を充実させるため、校外学習等に活用できる体験型プログラム等の情報を各学校へ周知します。

基本施策2 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①教育相談件数	4,327件 (平成26年度)	5,029件 (令和5年度)	教育相談室の教育相談及びスクールカウンセラーのカウンセリングの相談件数【出典：指導課調べ】
②いじめ解消率（小学校）	96.7% (平成26年度)	100.0% (令和5年度)	認知したいじめが解消した割合（小学校） 【出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果】
③いじめ解消率（中学校）	96.4% (平成26年度)	100.0% (令和5年度)	認知したいじめが解消した割合（中学校） 【出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果】
④不登校から復帰した児童の割合（小学校）	48.0% (平成26年度)	48.0% (令和5年度)	小学校の不登校児童のうち、登校できるようになった児童の割合 【出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果】
⑤不登校から復帰した生徒の割合（中学校）	33.8% (平成26年度)	41.1% (令和5年度)	中学校の不登校生徒のうち、登校できるようになった生徒の割合 【出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果】

²² 【伝統芸能】 日本に古くからあった芸術と技能の汎称。特定階級又は大衆の教養や娯楽、儀式や祭事などを催す際に付随して行動化されたもの、又は行事化したものを特定の形式に系統化して伝承又は廃絶された、有形無形のことを言う。詩歌・音楽・舞踊・絵画・工芸・芸道など。

⑥ ICT 機器の適正利用に向けた講習会などの開催数	18 回 (平成 26 年度)	32 回 (令和 5 年度)	教員や児童生徒及び保護者に対する情報モラル教育出前講座などの開催件数 【出典：指導課調べ】
⑦学校での生徒指導に対する保護者の評価の平均	3.2pt (平成 26 年度)	3.3pt (令和 5 年度)	学校評価における生徒指導に対する保護者の評価の平均 (※4 点満点) 【出典：学校評価実施報告書】

基本施策3 子どもたちの健やかな体を育みます。

基本施策3 現状及び課題

本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い状況と推察され、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組む必要があります。

また、健康面においても、本市の児童生徒は、これまで同様、う歯²³や低視力、肥満傾向、アレルギー疾患などが、健康課題となっています。

さらに、近年、子どもを取り巻く様々な不安や悩み、ストレス等に対応するため、心と体の健康に関する知識や理解、心の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。

このことから、子どもたちの健やかな体を育むため、健康・安全意識、食に関する指導や体育活動の充実が求められています。

基本施策3 施策の体系

基本施策3 子どもたちの健やかな体を育みます。

施策3-1 子どもの健康の保持増進

施策3-2 子どもの食に対する意識の向上

施策3-3 学校給食の充実

施策3-4 学校における体育活動の充実（施策18-1 後掲）

施策3-5 子どものケガ等に伴う補償制度の充実

施策3-1 子どもの健康の保持増進

【施策3-1 現状及び課題】

児童生徒の定期健康診断における疾病等の状況については、小学校、中学校ともに、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合が国・県を上回っています。

次に、う歯については、「う歯のない者」の割合は小学校、中学校ともに県より高くなっているものの、「う歯未処置」の割合が小学校、中学校ともに国より高くなっていることから、依然として視力の低下及びう歯の予防が本市の課題となっています。

また、肥満児童・生徒の割合も高くなっており、将来の生活習慣病に結び付きやすいため、その対策も求められています。

加えて、近年、心の状態が体の健康に影響するという事について、子どもたち自らがその知

²³ [う歯] 虫歯。

識を学び、理解し、心身の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。

これらのことから、体の健康を保持増進するための生活習慣や、心の健康を保つための方法を身に付けさせる取組が求められています。

【施策 3-1 施策の展開】

①生活習慣に関する指導の充実

児童生徒の健康課題である「視力の低下」、「う歯の予防」及び「肥満の予防」については、引き続き、学校保健安全推進校²⁴の指定、青森市学校保健研究大会の開催などにより、生活習慣に関する指導の充実を図るとともに、生活習慣の改善に向けて、関係部局と連携しながら、指導の強化を図ります。

②学校医による健康指導と学校からの治療勧告の実施

健康に関する意識の向上を図るため、引き続き、学校（歯科）医による児童生徒及び教職員への健康指導を、引き続き実施するとともに、定期健康診断における疾病や異常に係る治療率を向上させるため、児童生徒及び保護者に対して、学校から治療勧告を実施します。

③インフルエンザ等の情報共有

インフルエンザ等の蔓延を防止するため、小・中学校におけるインフルエンザ様症状による欠席状況や臨時休業などの措置状況を市のホームページに適時適切に掲載し、各学校と情報を共有するとともに注意喚起を促します。

④心の健康教育の充実

各小・中学校では、体育、保健体育の授業で「心の健康」について学習しておりますが、その一層の充実を図るため、引き続き関係部局と連携しながら、思春期における心身の発達や健康問題などについて、各学校に対し、指導内容や関連資料等の情報を提供します。



施策 3-2 子どもの食に対する意識の向上

【施策 3-2 現状及び課題】

児童生徒の朝食の摂取状況は、小・中学校とも、県、全国と比較してほぼ同等となっておりますが、その献立の組み合わせなどに課題があります。

児童生徒が、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校における食に関する指導の充実を図る必要があります。

小・中学生の体格については、全国と比較して、やや肥満傾向にあることから、肥満を改善する取組が求められています。

【施策 3-2 施策の展開】

①生活習慣に関連した食の重要性に関する指導と情報提供

望ましい食習慣を身に付けさせるため、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの専門的な知識を有する教職員が、学級担任や教科担任と連携を図りながら、家庭科、保健体育、特別活動等の授業を通じて、栄養バランスのとれた食事、健康の保持増進、生活習慣に関連した食の重要性に関する指導を実施します。

²⁴ [学校保健安全推進校] 児童生徒の健康な学校生活と学校安全活動に資するため、毎年度、地域に応じた研究テーマ等を設定し、調査、研究を行う、学校保健安全の取組のモデル校。

また、朝食の更なる摂取率向上のため、朝食の重要性について、保護者に対する情報提供を実施します。

②食に関する指導方法の研究・実践

食育の推進を図るため、小・中学校教員、栄養教諭、学校栄養職員等による「食」に関する研修会において、指導方法を研究し、各学校の取組につなげます。

③家庭における食育の推進

家庭における望ましい食生活の実践を目指し、「献立のお知らせ」や「給食だより」などを通して、朝食の大切さや地域の食文化などの情報を提供します。

また、小学校給食センター等を中心とした給食試食会や施設見学会の実施等により、家庭と連携した食育の推進に努めます。

施策 3-3 学校給食の充実

【施策 3-3 現状及び課題】

本市の学校給食においては、小学校給食センターが供用し、食物アレルギー²⁵対応食の提供を開始するなど施設・設備の面で充実が図られていますが、より一層、安全で安心な学校給食を安定して実施するとともに、子どもたちが食を通して成長していくという食育の推進に向け、学校給食の充実が求められています。

【施策 3-3 施策の展開】

①安全・安心な学校給食の実施

成長期にある児童生徒の健やかな成長を支えるため、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校給食施設・設備の計画的かつ適切な維持管理や、調理員等関係職員への研修、食材の選定等により、十分な衛生管理の下、安全・安心な学校給食を実施します。

②食物アレルギー対応の推進

食物アレルギーに伴う事故等を防止するため、食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全・安心なアレルギー対応食を提供するとともに、各学校に対し「学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアル」を周知するなど、食物アレルギー対応の推進に努めます。



③学校給食における地場産物や郷土食等の活用

児童生徒の食への感謝の心を育むとともに、伝統的な食文化を伝承する等の食育の観点から、学校給食へ米やりんごをはじめとした地場産物の活用や、郷土食等の取り入れに努めます。

施策 3-4 学校における体育活動の充実（18-1 後掲）

施策 3-5 子どものケガ等に伴う補償制度の充実

【施策 3-5 現状及び課題】

学校におけるケガなどの学校災害に対応するため、日本スポーツ振興センター災害共済制度²⁶の

²⁵ [食物アレルギー] 原因となる食物を摂取した後にアレルギーの仕組みによって体に不利益な症状が引き起こされる現象。

²⁶ [日本スポーツ振興センター災害共済制度] 義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び保育所の学校敷地内での事故や登下校での事故における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行う制度。

掛金の一部を市が負担し、保護者に加入を呼びかけており、高い加入率となっておりますが、保護者の十分な理解が得られず、加入しない場合もあります。

【施策 3-5 施策の展開】

①日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入勧奨

日本スポーツ振興センター災害共済制度は、低い掛け金で、学校で起きた負傷や疾病に対する医療費のほか、その後に残った障がいに対しても、その程度により障害見舞金が給付される制度であるため、当該制度の趣旨や内容に関する情報を保護者に提供し、児童生徒の全員加入の継続を目指し、更なる勧奨に取り組みます。

基本施策 3 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体格と肥満度について、肥満傾向にある児童の割合 (小学5年生男子)	13.4% (平成26年度)	12.2% (令和5年度)	肥満傾向とは、高度肥満、中等度肥満、軽度肥満に該当する児童生徒。 (その他の区分は、正常、やせ、高度やせ) 【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査】
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体格と肥満度について、肥満傾向にある児童の割合 (小学5年生女子)	8.5% (平成26年度)	8.5% (令和5年度)	〃
③全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体格と肥満度について、肥満傾向にある児童の割合 (中学2年生男子)	11.0% (平成26年度)	9.2% (令和5年度)	〃
④全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体格と肥満度について、肥満傾向にある児童の割合 (中学2年生女子)	9.6% (平成26年度)	8.7% (令和5年度)	〃

基本施策 4 特別なニーズのある子どもたちを支えます。

基本施策 4 現状及び課題

本市の小・中学校では、特別支援学級²⁷の児童生徒及び通常学級²⁸にしながら特別な支援を必要とする児童生徒（発達障がいのある児童生徒又は疑われる児童生徒）が増加傾向にあります。が、教員配置、定数を含め、その対応については十分とは言えません。

このことから、これらの特別なニーズのある子どもたちに対し、望ましい就学環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。

また、近年、性同一性障害²⁹に係る児童生徒や性的マイノリティ³⁰とされる児童生徒に対して、学校における相談・支援体制の充実が求められています。

さらに、一部ではありますが、日本語指導が必要な児童生徒も在籍しており、引き続き、日本語の習熟度に合わせた学習支援が求められています。

基本施策 4 施策の体系

基本施策 4 特別なニーズのある子どもたちを支えます。

施策 4-1 障がいのある子どもの望ましい就学の実現

施策 4-2 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成

施策 4-3 性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の支援

施策 4-4 帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する学習支援

施策 4-1 障がいのある子どもの望ましい就学の実現

【施策 4-1 現状及び課題】

特別支援学級に在籍する児童生徒については、年々増加傾向にある中、就学に当たっての受入体制等の充実が求められていたことから、教育支援委員会³¹の開催回数を増やすなどの教育支援体制を強化しました。

また、LD（学習障がい）³²やADHD（注意欠陥多動性障がい）³³のある、又は疑われる児童

²⁷ [特別支援学級] 小・中学校に障がいの種別ごとに設置される少人数の学級（8人を上限）。

²⁸ [通常学級] 小学校・中学校で通常の授業を行う学級。

²⁹ [性同一性障害] 生まれたときの性別である「体の性」と自分が自覚している「心の性」が一致せず違和感をもつ障がい。

³⁰ [性的マイノリティ] レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者など心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。

³¹ [教育支援委員会] 障がいのある子どもの適切な教育支援を行うため、障がいの種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うための調査・審議をし、保護者に指導助言する教育委員会の附属機関。平成30年度の条例改正により、「就学指導委員会」より名称変更。

³² [LD（学習障がい）] Learning Disabilities の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すこと。

³³ [ADHD（注意欠陥多動性障がい）] Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいのこと。

生徒については、通常学級での指導が中心となっており、各学校の要請に応じて、当該児童生徒に個別的な支援ができるよう特別支援教育³⁴支援員を配置しています。

【施策 4-1 施策の展開】

① 速やかな教育支援の実施

障がいのある児童生徒の就学先の教育支援については、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や、保護者からの年度途中における就学先の変更の希望に、迅速かつ専門的に対応するため、教育支援室を中心とした教育支援委員会などの教育支援体制を継続し、速やかな教育支援を実施します。

②特別支援教育支援員³⁵の配置

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を実施するため、状況に応じて、特別支援教育支援員を配置します。

③LD・ADHDに対応した通級指導教室³⁶の周知

平成27年から知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、病弱等の特別支援学級及び言語通級指導教室に加え、通常学級におけるLD・ADHDのある児童生徒に対応した通級指導教室を設置しており、これらの児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、その周知に努めます。

④情緒障がい等に対応した特別支援学校の設置等に向けた国・県への働きかけ

情緒障がい等のある児童生徒の教育環境の更なる向上を図るため、情緒障がい等に対応した特別支援学校の設置等について、国・県に対し、働きかけます。

施策 4-2 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成

【施策 4-2 現状及び課題】

小・中学校の特別支援学級では、在籍する全ての児童生徒について、障がいの程度に応じた適切な指導や支援を行うため、保護者の理解を得ながら、個別の指導計画を作成しています。

また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、保護者の理解を得ながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しています。

今後は、これらの障がいがある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成を図るため、これらの計画に基づいた、更なる指導と支援の充実が求められています。

【施策 4-2 施策の展開】

①特別支援学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導や支援

特別支援学級における指導を充実させるため、各学校の特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーター³⁷を対象に、特別な教育課程の編成、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の意義、作成のポイント、計画に基づく実践・評価・改善の取組の重要性について、研修講座や学校訪問、特別支援教育の研究会等を通して、指導・助言するとともに、児童生徒の障

³⁴ [特別支援教育] 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

³⁵ [特別支援教育支援員] 特別支援教育を受ける児童生徒の食事、排泄、教室移動の補助といった学校における基本的日常生活上の介助や、視覚障がいやLDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポート、周囲の児童生徒への障がい理解促進などを行う支援員。

³⁶ [通級指導教室] 通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がい（言語、LD、ADHD）がある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

³⁷ [特別支援教育コーディネーター] 各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

がいの程度に応じた工夫ある指導実践例を「指導事例集」にまとめ、全ての小・中学校に配付します。

また、計画の作成については、教育委員会や各学校が行う就学相談や教育相談等を通して、保護者の理解を促します。

②通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導を充実させるため、各学校の特別支援教育コーディネーターや通常学級の担任を対象とした研修講座や学校訪問において、LDやADHDなどの発達障がいのある、又は疑われる児童生徒に対する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と、その活用を働きかけます。

また、計画の作成に当たっては、教育委員会や各学校が行う就学相談や教育相談を通して、保護者の理解を促します。

施策 4-3 性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の支援

【施策 4-3 現状及び課題】

民間のシンクタンクによる平成 24 年の調査により、13 人に一人が性的マイノリティであるとの結果が出ました。今後、これらの児童生徒から相談があった場合、適切に対応することが求められます。

【施策 4-3 施策の展開】

①サポートチームの設置等

性的マイノリティとされる児童生徒の相談・支援体制を充実するため、研修講座を通して、管理職をはじめ養護教諭などの適切な理解を進めるとともに、必要に応じ関係機関に相談しつつ、サポートチームの設置等の適切な助言を行います。

施策 4-4 帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する学習支援

【施策 4-4 現状及び課題】

日本語指導が必要な児童生徒数の割合は、本市においては、非常に少ない状況にありますが、今後、学校からの支援要望が増えた際、その対策を講じる必要があります。

【施策 4-4 施策の展開】

①日本語指導が必要な児童生徒の把握と必要に応じた指導体制の整備

日本語指導が必要な児童生徒に対する学習を支援するため、対象となる児童生徒の状況把握に努め、必要に応じて、日本語の習熟度に合せた、指導教材の提供や下学年の学習内容による指導、個別の指導者の配置など、指導体制を整備します。

基本施策 4 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学校評価での特別支援教育に対する保護者の評価の平均	3.2pt (平成26年度)	3.3pt (令和5年度)	特別な教育的支援を必要とする子どもへの適切な指導・支援に対する保護者の評価の平均 ※評価は4点満点 【出典：学校評価実施報告書】
②性的マイノリティとされる児童生徒を支援するための講座の受講率	0% (平成26年度)	100% (令和5年度)	教育委員会が実施する、教員を対象とした性的マイノリティとされる児童生徒を支援するための講座の受講率（受講者数/全対象者数） 【出典：指導課調べ】

基本施策5 子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。

基本施策5 現状及び課題

グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等が求められています。

このことから、子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育むため、他者との関わり合いや様々な分野の体験などの活動の充実を図るとともに、望ましい勤労観・職業観、外国語を通じてコミュニケーションを図ろうとする態度、情報活用能力などを育成する必要があります。

基本施策5 施策の体系

基本施策5 子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。

施策5-1 子どもの様々な体験活動の充実

施策5-2 子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成

施策5-3 子どもの国際的な体験機会の充実（施策13-1後掲）

施策5-4 子どもが理数教科に興味を持つ機会の充実

施策5-5 子どもが文化芸術に興味を持つ機会の充実

施策5-6 子どもの情報活用能力の育成

施策5-7 子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成

施策5-8 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

施策5-1 子どもの様々な体験活動の充実

【施策5-1 現状及び課題】

学校外での自然体験活動の状況については、小・中学生とも全国を上回っておりますが、子どもが他者との関わり合いを通じて、幅広い知識・教養と柔軟な思考力を身に付けるためには、今後とも社会教育団体等と連携した様々な体験活動を継続していく必要があります。

【施策5-1 施策の展開】

① 学校教育活動における宿泊型の自然体験活動の実施

他者との関わり合いを充実させるため、引き続き、学校教育活動における宿泊型の自然体験活動を全ての小学校において実施します。

②青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援（12-1③後掲）

③体験活動の把握と実施手法の検討（12-1⑤後掲）

施策 5-2 子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成

【施策 5-2 現状及び課題】

職場見学や職場体験活動については、それぞれの学校によって実施できる環境が異なっておりますが、各学校において、児童生徒の発達に段階に応じたキャリア教育³⁸の実施が求められています。

【施策 5-2 施策の展開】

①キャリア教育の充実のための企業等の活用

各学校に対して、学校と企業等を結ぶ仕組みとして協力企業等の情報集約・提供を行っている県の「教育支援プラットフォーム³⁹」の活用を働きかけます。

②小中連携によるキャリア教育のための情報共有

小中連携による9年間を見通したキャリア教育を推進するため、各学校においてキャリア教育の全体計画を作成し、それに基づいた教科等ごとの実施や、効果的な職場見学や職場体験が実施されるよう指導・助言をするとともに、キャリア教育の先進的な取組状況等を全小・中学校と情報共有します。



③家庭におけるキャリア教育の推進に向けた情報提供

保護者の職業観は、子どもの職業観等に大きな影響があることから、キャリア教育について家庭の協力を得るため、家庭の果たす役割や家庭での取組方法について情報提供します。

施策 5-3 子どもの国際的な体験機会の充実（13-1 後掲）

施策 5-4 子どもが理数教科に興味を持つ機会の充実

【施策 5-4 現状及び課題】

平成27年度全国学力・学習状況調査によると、本市の児童生徒は、理数教科の大切さについて理解しているとともに、観察や実験を好んでいる傾向があります。

今後は、更に理数教科に対する興味を高め、理解を深めさせる必要があります。

【施策 5-4 施策の展開】

①理数教科における体験的な授業の実施（2-4②再掲）

②ものづくり・科学体験講座の開催（12-1②後掲）

施策 5-5 子どもが文化芸術に興味を持つ機会の充実

【施策 5-5 現状及び課題】

³⁸ [キャリア教育] 社会全ての教育活動を通して、児童生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、自立した社会人・職業人として自らの人生を主体的に生きる力を育てる教育。

³⁹ [教育支援プラットフォーム] 青森県が行っている取組で「地域ぐるみで子どもを育む社会」の実現を目指し、地域住民・企業・NPO・各種団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域において充実した教育活動が展開されるよう支援する取組。

子どもの文化芸術活動については、優れた結果を収めた子どもを表彰するほか、きっかけづくりとなる体験型の活動を実施しておりますが、今後、更に文化芸術に興味を持つ機会を充実させる必要があります。

また、本市の芸術を代表する版画については、中学校以降の授業で版画に触れる機会が少ないことから、小・中・高と継続した機会の提供が求められています。

【施策 5-5 施策の展開】

- ①子どもの文化芸術活動への支援と版画に触れる機会の提供（12-1④後掲）
- ②版画展とワークショップ⁴⁰の開催（12-1④後掲）

施策 5-6 子どもの情報活用能力の育成

【施策 5-6 現状及び課題】

授業中のインターネットの活用の割合については、小学校において全国平均を上回っている一方、中学校においては、全国平均を下回っていることから、インターネットを活用して情報を収集したり、選択したりする活動の充実を図る必要があります。

また、新たなICT機器⁴¹も次々に登場してきており、これらの多様なICT機器の活用についても、検討する必要があります。

【施策 5-6 施策の展開】

- ①ICT機器を活用した授業の指導等

ICT機器を活用した授業を充実させるため、社会科や理科、総合的な学習の時間等での、インターネットによる情報の検索、収集・選択といった調査活動等について研修講座などで指導します。

また、ICT機器を活用した授業の一層の充実を図るため、新たなICT機器を活用した情報収集、調査活動、個人の意見を他と交流しながら協働して行うプレゼンテーション、話し合い活動活性化のための情報の可視化等の指導について、検討を進めます。

5-7 子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成

【施策 5-7 現状及び課題】

各学校においては、人権、環境、地域防災・安全等について、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等との関連を図りながら教育活動全体を通して指導を行っています。

このうち、環境の分野については、社会科の授業等で副読本⁴²を活用しながら、ごみ処理に関する学習を行っているところですが、ごみの減量化・資源化が思うように進んでいないことが課題となっております。

なお、ESD（持続可能な開発のための教育）



⁴⁰ [ワークショップ] 参加者全員が体験するものとして運営される問題解決やトレーニングの手法。

⁴¹ [ICT] Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

⁴² [副読本] 教科書の補助的教材として用いる図書。

⁴³の代表的な取組としてのユネスコスクール⁴⁴指定校は、全国的に年々増加していますが、本市においては、これに代表される組織的、継続的な取組としては実施していません。

【施策 5-7 施策の展開】

① 小中連携等による人権、環境、防災等に関する指導の研究・普及

「子どもたちの未来を拓く小中連携充実事業」において、中学校区の実態に応じて、教科等の指導との関連を図りながら、人権、環境保全、地域防災・安全、健康、福祉等の現代的・社会的な課題に関する指導を研究し、発表会を通し普及させます。

②環境教育の推進

本市の社会的な課題の一つであるごみの減量化・資源化を図るため、引き続き、ごみ処理に関する学習を充実させるとともに、環境政策担当部局との連携を通して、学校の教育活動全体を通じた環境教育を一層推進します。

③主権者教育の推進

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、義務教育段階においても、子どもたちの発達の段階に応じ、社会科の授業において、話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業を進めます。

④E S Dに関する組織的、継続的な取組の検討

E S Dに関する学校単位での組織的、継続的な取組について、本市における実施の可能性について、引き続き検討します。

5-8 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

【施策 5-8 現状及び課題】

幼児期の教育（認定こども園⁴⁵・幼稚園・保育所における教育）と児童期の教育（小学校の教育）は、それぞれの段階において、お互いの役割と責任を果たすことが重要です。

また、これに加え、子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、両者の教育が円滑に接続することが極めて重要とされていますが、文部科学省が実施した調査では、ほとんどの地方公共団体がこの幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続が重要と認識している一方で、その取組は十分とはいえないとしております。



本市においても、学区内の幼稚園等と様々な交流を行っている小学校や、入学してからのスタートカリキュラム⁴⁶を実施している小学校は一部となっており、十分な取組とはいえない状況となっております。

【施策 5-8 施策の展開】

①小学校・認定こども園・幼稚園・保育所による交流等

⁴³ [E S D（持続可能な開発のための教育）] Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されている。環境、貧困、人権、平和、開発などの現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。また、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

⁴⁴ [ユネスコスクール] グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している学校。

⁴⁵ [認定こども園] 就学前の子どもに、①幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、②地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

⁴⁶ [スタートカリキュラム] 園所などから小学校へ入学した子どもたちがスムーズに小学校生活へ適応していけるように編

小学校と学区の認定こども園・幼稚園・保育所が、子ども同士の交流を行ったり、教職員等⁴⁷の間で子どもに関する情報交換や、教育課程の相互理解に努めます。

②小学校におけるスタートカリキュラムの充実

また、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校でのスタートカリキュラムを充実させます。

基本施策5 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①将来の夢や目標を持っている児童の割合（小学6年生）	87.5% （平成27年度）	89.9% （令和5年度）	全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っているか」という質問項目に対し、「持っている」「どちらかと言えば持っている」と回答した割合 【出典：全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査】
②将来の夢や目標を持っている児童の割合（中学3年生）	75.1% （平成27年度）	79.7% （令和5年度）	〃
③学校での特別活動に対する保護者の評価の平均	3.3pt （平成27年度）	3.4pt （令和5年度）	学校評価における特別活動に対する保護者の評価の平均（※4点満点） 【出典：学校評価実施報告書】

成した1年生入学当初のカリキュラム。

⁴⁷ [教職員等] 小学校教諭、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士。

基本施策 6 子どもたちの公平な教育機会を確保します。

基本施策 6 現状及び課題

国においては、経済状況等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差にもつながるといった、いわゆる「子どもの貧困」に係る指摘がある中、公平な教育機会の確保を図るため教育費負担の軽減や、経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもに対する支援を掲げています。

本市の世帯収入は、依然として全国に比べ低く、また、遠距離通学をしている児童生徒が多数いることから、これらの経済的・地理的な課題を抱えている子どもたちに対し、公平な教育機会を確保するため、引き続き、必要な支援を行っていく必要があります。

基本施策 6 施策の体系

基本施策 6 子どもたちの公平な教育機会を確保します。

施策 6-1 経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもたちに対する支援

施策 6-2 経済的な理由により進学が困難な者に対する修学機会の充実

施策 6-3 東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援

施策 6-4 保護者負担の軽減

施策 6-1 経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもたちに対する支援

【施策 6-1 現状及び課題】

経済的条件に課題を抱えている児童生徒に対しては、就学援助制度⁴⁸による援助を行っておりますが、今後も経済的理由により就学困難とならないよう、引き続き、就学援助制度に基づき、援助する必要があります。

また、学校への通学距離が長い地理的条件に課題を抱えている児童生徒に対しては、スクールバス等の運行や通学費の支給を行っておりますが、今後も通学区域再編⁴⁹や各世帯における通学環境の変化等により変動していくものと考えられますことから、引き続き、通学時の利便性、安全性を確保する必要があります。

【施策 6-1 施策の展開】

①就学援助による学用品費等の支給

経済的条件に課題を抱えている児童生徒の経済的負担軽減を図るため、引き続き、就学援助制度により就学に要する学用品費等を支給します。また、当該制度の実施に当たっては、各学校を通じた周知の徹底、市の関連窓口における当該制度の紹介など、引き続き、広く周知しま

⁴⁸ [就学援助制度] 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るため、保護者が負担する教育関係経費について、市が援助する制度。

⁴⁹ [通学区域再編] 公立小・中学校ごとに教育委員会が規則で定めている通学区域を見直すこと。

す。

②遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行等

遠距離通学となる児童生徒の利便性の向上や安全性を確保するため、引き続き、通学費の支給やスクールバス等の運行を実施します。

施策 6-2 経済的な理由により進学が困難な者に対する修学機会の充実

【施策 6-2 現状及び課題】

奨学金については、本市でも実施しておりますが、全国的に、様々な団体が独自の奨学金を創設するなど多様化していることから、これらを把握し、より多くの方が奨学金を受給できるようにする取組が求められています。

【施策 6-2 施策の展開】

①奨学金の受給支援

奨学金の受給を希望する者が受給できるよう、全国的に増加している奨学金制度の把握に努め、より良い条件の奨学金制度を紹介するなど、様々な奨学金の受給を支援します。

施策 6-3 東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援

【施策 6-3 現状及び課題】

東日本大震災により被災した児童生徒が、平成 27 年 5 月 1 日現在で、28 名在籍することから、引き続き、被災した児童生徒への支援が求められています。

【施策 6-3 施策の展開】

①被災児童生徒の把握と支援

東日本大震災により被災した児童生徒の把握に努め、引き続き、就学援助や手続きの簡素化などの支援を実施します。

②被災児童生徒及び保護者に対する相談体制の継続

東日本大震災により被災した児童生徒及び保護者の精神的不安を解消するため、スクールカウンセラーによる相談体制を継続します。

施策 6-4 保護者負担の軽減

【施策 6-4 現状及び課題】

本市における 1 世帯当たりの実収入は、全国平均の額を下回っており、世帯によっては教育に係る費用が大きな負担となっている場合があります。

このため、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の負担軽減につながる各種取組が求められています。

【施策 6-4 施策の展開】

①教科用副読本の給与

保護者の負担を軽減するため、引き続き、小学校 3・4 学年で使用する社会科及び小・中学校で使用する道徳の副読本を無償で給与します。

注)平成 29 年 3 月の学習指導要領の改訂により、平成 30 年度から小学校道徳が、令和元年度から中学校道徳がそれぞれ教科化されたことに伴い、道徳の副読本の無償給与は終了しました。

②特別支援教育就学奨励費⁵⁰の支給

特別支援学級等に在籍する保護者の負担を軽減するため、国の特別支援教育就学奨励費の制度に基づき、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、引き続き、学用品費等を支給します。

③校外学習に係る保護者の負担軽減

保護者の負担軽減を図るため、小学校3・4年生の社会科の授業で行われている校外学習に係るバスの借上げ料の一部公費負担、一部の社会教育施設の中学生以下の入館料の無料化などを継続していきます。

基本施策6 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①経済的理由のみによる 長期欠席者数	0人 (平成26年度)	0人 (令和5年度)	学校基本調査における連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、経済的理由のみによる児童生徒数 【出典：長期欠席児童生徒報告書】

⁵⁰ [特別支援教育就学奨励費] 障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する費用。

基本施策 7 小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

基本施策 7 現状及び課題

知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、小・中学校において、ある程度の集団の中でのきめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えることが必要です。

しかしながら、学校現場においては教職員の多忙化が問題となっており、国・県においてもその解決策が調査・検討されています。

そのため、引き続き、学校規模や教職員配置の適正化に努めるとともに、少人数学級の更なる拡大や教員の指導力の向上、教職員自身の健康の保持増進に向けた取組が求められています。

基本施策 7 施策の体系

基本施策 7 小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

施策 7-1 学校規模の適正化

施策 7-2 教職員の資質向上

施策 7-3 教職員の健康の保持増進と多忙化の解消

施策 7-1 学校規模の適正化

【施策 7-1 現状及び課題】

児童生徒の減少に伴い、適正な児童生徒数で学校教育が受けられるよう、平成 20 年 4 月に策定した「通学区域再編による教育環境の充実に関する基本計画」に基づき通学区域再編に取り組んだ結果、この計画で予定した学校の通学区域再編は実施できました。

しかしながら、平成 27 年度において、複式学級を有する小学校が 7 校あることから、引き続き、通学区域再編に向けた取組が必要となっています。

また、複雑、多様化する学校教育ニーズに対応し、子どもたち一人一人のきめ細かな学習指導、生活指導による教育環境の向上を図るためには、少人数学級編制の実施が有効と考えておりますが、小学 5・6 年生及び中学 2・3 年生が未実施となっております。

【施策 7-1 施策の展開】

①学校規模の適正化に向けた通学区域再編

より良質な環境で学校教育を行うことができる学校規模の確保に向けて、小規模校の中でも、とりわけ学校教育活動が制限されている複式学級を有する小学校及び全学年単学級の中学校を通学区域再編の最優先校とし、異学年交流など小規模校のメリットを踏まえながら、保護者や地域の皆様との話し合いによる学校規模の適正化に向けた通学区域再編に取り組めます。

②少人数学級の拡充に向けた国・県への働きかけ

複雑・多様化する学校教育ニーズへ対応し、教員の子ども一人一人へのよりきめ細かな学習

指導・生活指導を可能とするため、少人数学級編制の拡充に向け、市長会や教育長会などを通じて、少人数学級編制の計画的な実施について国や県に強く働きかけます。

施策 7-2 教職員の資質向上

【施策 7-2 現状及び課題】

平成 18 年 10 月の中核市への移行を契機に、教職員に対する研修が県から市に移譲されたことから、経験年数や職務、地域性等を踏まえた教職員像等を示した「青森市教職員人材育成方針」を平成 27 年 4 月に策定しましたが、本市の教職員の更なる資質向上を図るためには、同方針を基に目指す教職員像等を示すとともに、その教職員像の実現に向けた研修等の充実が求められています。

【施策 7-2 施策の展開】

①青森市教職員人材育成方針に基づいた研修等の実施

本市教職員の資質を向上させるため、「青森市教職員人材育成方針」に基づき実践的な校内研修、経験年数や職務、本市の課題に対応した校外研修を実施し、教職員の人材育成・評価制度の活用に努めます。

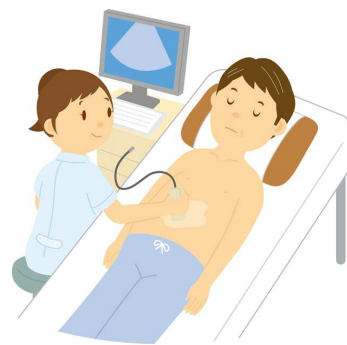
施策 7-3 教職員の健康の保持増進と多忙化の解消

【施策 7-3 現状及び課題】

教職員の健康診断については、学校保健安全法に基づき、毎年全教職員が、市で実施する定期健康診断又は個人の任意による人間ドック等を受診することにより、教職員の健康の保持増進を図っています。

定期健康診断においては、40～50 歳代の教職員に胃や循環器等の要精検者が多いことから該当者に受診勧告を行うとともに、世代を問わず健康の保持増進に係る意識の向上を図る必要があります。

一方、病気休暇及び病気による休職者の状況については、病気による休職者のうち、精神性疾患による休職者の割合が全国よりも低い割合で推移しているものの、更なる低減のため、今後もメンタルヘルスの保持増進を図るとともに、要因の一つである学校現場の教職員の多忙化解消を図る必要があります。



【施策 7-3 施策の展開】

①心身の健康に係る情報提供及び定期健康診断における受診勧告

教職員の健康の維持増進を図るため、心身の健康に係る情報提供を行うとともに、今後も定期健康診断の結果に基づき、精密検査や医療機関の受診の勧告を実施します。

②教職員に対する健康相談の実施と校務分掌の見直し等

教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図るため、長時間勤務を行った教職員を対象に、健康相談医による健康相談を実施します。

また、各学校においては、管理職による観察・面談などを通じ、必要に応じて校務分掌の見直しや複数の教職員による指導体制を構築します。

③教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消のため、学校現場を対象とした調査方法の見直し、教職員が行う業務の

効率化、週 1 回程度の定時退下の日（いわゆるノー残業デー）の実施、小学校の部活動に係るスポーツ少年団等との連携などについて検討します。

基本施策 7 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学校での教職員の研修に対する保護者の評価の平均	3.2pt (平成 26 年度)	3.3pt (令和 5 年度)	学校評価における教職員の研修に対する保護者の評価の平均(※4 点満点) 【出典：学校評価実施報告書】

基本施策 8 小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

基本施策 8 現状及び課題

知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、児童生徒が学ぶ学校を安全、安心で、質の高い教育を受けられる環境とする必要があります。

このことから、小・中学校において、学校施設や教材等の充実、通学から帰宅に至るまでの安全な教育環境が求められています。

また、全国的に公立小・中学校施設は、昭和 40 年代後半から 50 年代の児童生徒数の急増期に建設されたものが多く、国・地方とも厳しい財政状況の中、これらの施設が一斉に更新時期を迎えつつあることが大きな課題となっています。

本市においても、校舎の築年数が 30 年以上経過している学校施設が 6 割を超える状況となっており、公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定める「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏まえた老朽化などへの対応を計画的に進めていく必要があります。

基本施策 8 施策の体系

基本施策 8 小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

施策 8-1 安全・安心な学校施設の維持・管理

施策 8-2 環境教育等を考慮した学校施設の整備

施策 8-3 質の高い教材等の整備と管理

施策 8-4 学校における安全確保体制の構築

施策 8-1 安全・安心な学校施設の維持・管理

【施策 8-1 現状及び課題】

学校施設については、校舎の築年数が 30 年以上の学校施設が 6 割を超える状況となっており、老朽化への対策を進めていく必要があります。

学校からの営繕要望については、法令違反や教育活動の遅延などが生ずることがないように、適切に対応する必要があります。

【施策 8-1 施策の展開】

①学校施設の老朽化対策の計画的な実施

学校施設の老朽化対策については、「青森市学校施設老朽化対策計画」に基づき、将来の財政状況を見通し、予算の平準化を図りつつ、安全性を最優先として、計画的に進めます。

②学校からの営繕要望に対する対策の実施



学校施設について、法令違反や教育活動の遅延などが生ずることがないように、優先順位を見定めながら営繕要望への対応を実施するとともに、小規模で緊急的な修繕については、小回り修繕班⁵¹を活用します。

施策 8-2 環境教育等を考慮した学校施設の整備

【施策 8-2 現状及び課題】

学校施設の大規模改修や改築時に、太陽光発電パネルの設置、体育館のバリアフリー化等に取り組んでいますが、引き続き、環境教育等にも寄与するエコスクール⁵²化、東日本大震災を踏まえた避難所機能の強化、他の公共施設との複合化・共用化が求められています。

【施策 8-2 施策の展開】

①学校施設のエコスクール化と避難所機能の強化

学校施設の改築・改修・維持修繕時には、環境教育に寄与する太陽光発電パネル等の設置によるエコスクール化、災害時の避難所機能の強化としての発電設備の設置、障がい者及び高齢者などに優しいバリアフリー化、地域コミュニティの核としての性格にも配慮した公共施設との複合化・共用化などを考慮した学校施設を整備します。

施策 8-3 質の高い教材等の整備と管理

【施策 8-3 現状及び課題】

教育用コンピュータ、電子黒板⁵³・実物投影機⁵⁴及び普通教室における無線LANといったICT環境の整備等については、国の教育振興基本計画に目標が掲げられており、その対応が必要となっています。

【施策 8-3 施策の展開】

①教材整備指針に基づく教材の整備

国の教材整備指針に基づき各学校の教材の現有状況を把握し、必要となる教材を順次整備します。

②ICT環境の構築と導入の検討

教育用コンピュータ、電子黒板・実物投影機、普通教室における無線LANの整備及び校務支援システム等のICT環境の導入に向けて検討します。

また、その導入に当たっては、セキュリティを確保したネットワークの構築に努めます。

施策 8-4 学校における安全確保体制の構築

【施策 8-4 現状及び課題】

小・中学校では、児童生徒のケガ等が依然として発生しており、特に発生件数の多い登下校、学校行事及び部活動の際の学校管理下におけるケガを未然に防ぐため、小・中学校それぞれの原因に応じた指導の徹底が求められています。

⁵¹ [小回り修繕班] 小・中学校施設の維持修繕業務の中で、比較的小規模な修繕を迅速に行うための職員の組織。

⁵² [エコスクール] 文部科学省が経済産業省と協力して推進している、環境を考慮した学校施設。太陽や風力の活用、雨水などの利用や各種の省エネルギー対策を施すことによって省資源化を図ること、自然の生態系の保護と育成ができる工夫をすること、さらに、これらの対策を環境教育にも利用できるように配慮することがポイントとなっている。

⁵³ [電子黒板] コンピュータの画面上的教材をスクリーン又はディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる黒板。

⁵⁴ [実物投影機] 書類や立体物をそのまま画像でスクリーン等に映し出す装置。

【施策 8-4 施策の展開】

①危険箇所の点検・改善と除雪協力会に対する除雪機の貸与

学校・通学路などにおける危険から児童生徒を守るため、各学校において、月1回の学校施設・設備の点検や、定期的な通学路及び学区内の危険箇所の安全点検の実施により、危険箇所の把握に努め、必要に応じた改善・指導を実施します。

通学路については、平成27年3月に策定した「青森市通学路交通安全プログラム⁵⁵」に基づき、関係機関と連携した合同点検及び対策の実施により年間を通じての安全確保に取り組み、特に積雪期においては、通学路の安全確保に向けた対策を強化するとともに、除雪協力会が組織された小学校に、小型除雪機を貸与します。

②児童生徒に対する安全指導の徹底

児童生徒のケガ等の防止を図るため、体育・保健体育、特別活動などあらゆる機会を通じて、危険予測能力や危機回避能力を高めるための児童生徒に対する安全指導を徹底します。

③地域住民との連携による児童生徒の保護と防災マニュアルの見直し

地域住民との連携による児童生徒の安全の確保や、災害時の避難所開設に関する防災マニュアルを適宜見直します。

また、登下校時における児童生徒の安全を確保するため、各学校においては、児童などが作成した安全マップを活用した指導を実施するほか、保護者や地域住民と協力・連携を図り、安全ボランティアなどの児童生徒の見守り活動を実施します。



基本施策 8 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学校での安全管理に対する保護者の評価の平均	3.3点 (平成26年度)	3.4点 (令和5年度)	学校評価における安全管理に対する保護者の評価の平均(4点満点) 【出典：学校評価実施報告書】
②学校環境の整備(トイレの洋式化)	26.2% (平成29年度)	50% (令和5年度)	市内公立小・中学校施設におけるトイレにおける洋便器の割合(教職員トイレを除く※文部科学省で実施している「公立小中学校施設のトイレの状況調査」に準じる) 【出典：総務課調べ】

⁵⁵ [青森市通学路交通安全プログラム] 児童生徒の安全確保に向け、関係機関と連携した合同点検及び点検後の対策、並びに積雪期の通学路の安全確保に係る取組。

基本施策 9 学校・家庭・地域の教育力を高めます。

基本施策 9 現状及び課題

いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階における全ての課題を解決することは難しくなっている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。

このことから、学校・家庭・地域における連携の下、良質できめ細かな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援する体制づくりを進めるとともに、家庭における親子の育ちを支援する家庭教育支援の取組が求められています。

基本施策 9 施策の体系

基本施策 9 学校・家庭・地域の教育力を高めます。

施策 9-1 社会全体での子どもたちの学びの支援

施策 9-2 地域とともにある学校づくり

施策 9-3 豊かなつながりの中での家庭教育支援

施策 9-1 社会全体での子どもたちの学びの支援

【施策 9-1 現状及び課題】

各小・中学校においては、保護者や地域住民により、ゲストティーチャー⁵⁶、通学路の巡回指導等の学校支援活動が行われていますが、今後も学校運営に継続して地域の協力を得られるような体制の構築と活動の充実に取り組む必要があります。

また、放課後や週末等に学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の学びを提供するため、小学校の全学年を対象に放課後子ども教室⁵⁷を開設していますが、今後は、国の「放課後子ども総合プラン⁵⁸」に基づき、放課後児童会⁵⁹との連携を図りながら、放課後子ども教室の活動内容の充実に取り組む必要があります。

【施策 9-1 施策の展開】

① 地域による学校支援体制の構築

市内の全ての地域において、地域による学校支援活動が継続して行われるよう、地域学校協

⁵⁶ [ゲストティーチャー] より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う者。

⁵⁷ [放課後子ども教室] 放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、子どもたちの健全育成を支援することを目的に開設している教室。

⁵⁸ [放課後子ども総合プラン] 厚生労働省と文部科学省が共同して策定した小学生を対象とする総合的な放課後児童対策の指針。プランにおいては、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童会を計画的に整備しながら一体的又は連携して実施することを目指している。

⁵⁹ [放課後児童会] 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供している児童会。

働本部⁶⁰推進事業の実施校の拡充と学校支援ボランティア⁶¹活動の充実を図るため、学校支援ボランティアの活動事例や効果、関係者の声などを継続的に周知・PRしていきます。

② 地域学校協働推進員の育成と学校支援ボランティアの発掘

地域学校協働本部推進事業の中心となる地域学校協働推進員⁶²を育成するため、研修を実施するとともに、学校支援ボランティアを発掘するため、各学校におけるボランティア活動の事例を広く周知します。

③ 学校支援活動への企業等の活用

各学校における職業講話や職場体験などのキャリア教育に企業等の教育資源を生かしていくため、学校と企業等を結ぶ仕組みとして協力企業等の情報集約・提供を行っている県の「教育支援プラットフォーム」の活用を働きかけます。

④ 放課後子ども教室と放課後児童会との連携と活動内容の充実

全ての児童の放課後等における安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う人材を育成するため、放課後児童会と連携しながら、同一の小学校内で放課後子ども教室を開設します。

また、子どもたちに対し引き続き、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供するとともに、活動内容を充実させるため、総合的な調整役を担う各地域学校協働推進員に活動事例を情報提供します。

施策 9-2 地域とともにある学校づくり

【施策 9-2 現状及び課題】

現在、学校の教職員だけでは義務教育段階における全ての課題を解決することが困難になってきていることから、全ての学校に学校評議員制度⁶³や学校評価システム⁶⁴等を導入し、学校と地域の連携の進め方などについて、地域の声を学校運営に反映させており、一定の成果が上がっております。

⁶⁰ [地域学校協働本部] 学校の教育活動を支援するため、学校が必要としている活動に地域住民の参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”のこと。令和2年度より、学校支援地域本部から名称変更。

⁶¹ [学校支援ボランティア] 授業の補助や読み聞かせなどの学習支援活動、図書室・花壇など校内環境整備、部活動の指導補助、登下校時の安全指導など学校が必要とする教育活動の支援を行う地域住民。

⁶² [地域学校協働推進員] 学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうため、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、地域学校協働本部の実質的な運営を担う者。令和2年度から、学校支援コーディネーターから名称変更。

⁶³ [学校評議員制度] 学校長の推薦により、教育委員会が委嘱するものであり、学校長の求めに応じて、当該学校の教育目標、教育計画、教育活動の実施、学校と地域との連携の進め方、その他当該学校の運営に関して意見を述べる制度。

⁶⁴ [学校評価システム] 子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。教職員の自己評価と学校関係者による評価結果の公表と、教育委員会への報告が法令上義務付けられている。

しかしながら、今後、ますます多様化・複雑化する課題に対応するためには、一層の地域の力を学校運営に生かす取組が不可欠となっております。

また、開かれた学校づくりとして、保護者や地域住民の体育・スポーツ活動や社会教育活動等の普及振興を図るため、全ての学校において、学校施設を開放しておりますが、引き続き、学校施設を有効に活用できる環境を整備していく必要があります。



【施策 9-2 施策の展開】

① 地域の力を学校運営に生かす取組の推進

地域の力を学校運営に生かすため、引き続き、学校評議員制度や地域学校協働本部推進事業などを継続するとともに、新たな制度であるコミュニティ・スクール⁶⁵を含め、より効果的な制度の導入について検討を進めます。

② 地域への学校開放の実施

学校施設の開放については、学校が地域との連携を深める場となるよう、地域の協力を得ながら、学校教育に支障のない範囲で、引き続き、全ての学校において実施します。

施策 9-3 豊かなつながりの中での家庭教育支援

【施策 9-3 現状及び課題】

家庭の教育力の低下が指摘されている中、本市においては、ほとんどの地域で家庭教育に関する講座等が実施されており、引き続き、各地域における親同士、親と地域のつながりをつくるような家庭教育に関する学びの場が確保できるよう、継続的に支援していく必要があります。

また、家庭教育に関する講座の参加者数については、減少傾向にあることから、講座等の内容を工夫し、参加者の増加に努める必要があります。

【施策 9-3 施策の展開】

① 子育てサポートセンター⁶⁶を拠点とした地域の取組の支援

学校・家庭・地域の様々な人の豊かなつながりにより、家庭の教育力を向上させるため、子育てサポートセンターを拠点として、子育てに関する相談対応、家庭教育に関する講座等の開催、情報発信などを行い、各地域の取組を支援します。

② 魅力ある学習機会の提供

学習者のニーズや家庭教育における必要課題を踏まえた参加型の学習プログラムを実施するなど、魅力ある学習機会を提供します。



⁶⁵ 【コミュニティ・スクール】 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

⁶⁶ 【子育てサポートセンター】 学習機会の提供、相談対応、情報提供など家庭教育支援活動を円滑に行うための拠点施設（勤労青少年ホーム（サンビア）に設置）。

基本施策 9 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学校支援ボランティア数	2,668人 (平成26年度)	2,891人 (令和5年度)	市内小中学校で学校支援ボランティア活動をしている保護者・地域住民の数【出典：教育活動調査】
②学校での保護者・地域住民との連携に対する保護者の評価の平均	3.3pt (平成26年度)	3.3pt (令和5年度)	学校評価における保護者・地域住民との連携に対する保護者の評価の平均(※4点満点) 【学校評価実施報告書】
③放課後子ども教室の開設数	39箇所 (平成27年度)	43箇所 (令和5年度)	放課後子ども教室を開設した学校数 【出典：文化学習活動推進課調べ】
④一体型の放課後子ども教室と放課後児童会の実施箇所数	31箇所 (平成27年度)	43箇所 (令和5年度)	同一の小中学校内等で放課後子ども教室と放課後児童会を開設した小学校区の数 【出典：文化学習活動推進課調べ】

基本方向 2 一人一人の社会参加と生涯にわたる学習を促進する社会教育・生涯学習

基本施策 10 市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。

基本施策 10 現状及び課題

高齢化の進行、人口の減少、女性の社会進出の進展などの社会情勢が変化していく中、市民が生涯にわたる学びを通じ、自己実現する力や生き抜く力、地域の課題解決を主体的に担っていく力を身に付けるため、地域づくりの活動拠点・学習拠点である市民センターや公民館など（以下「市民センター等」という。）において、男女共同参画の促進、環境保全、消費者生活、地域防災・安全、健康、福祉など、市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決を支援する必要があります。

このことから、市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題に対応した学習を支えるため、学習機会の充実が求められています。

また、市民図書館においては、図書館資料や市民の学習・調査活動への支援を充実させるとともに、郷土への愛着を深める学習への要望に応えるため、地域の歴史・文化を伝え残す機能を充実させる必要があります。

基本施策 10 施策の体系

基本施策 10 市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。

施策 10-1 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める学習の充実

施策 10-2 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習に取り組む団体及び人材の充実

施策 10-3 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める図書館資料の充実

施策 10-1 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める学習の充実

【施策 10-1 現状及び課題】

市民センター等において、年間を通じ学級形式で学習している女性大学・女性大学院⁶⁷や寿大学・寿大学院⁶⁸では、現代的・社会的な課題や郷土への愛着を深める学習を取り上げていますが、更に幅広く学習機会を提供するとともに、それぞれのニーズに合った学習活動が行われるよう、多くの講座や指導者等の情報を収集して、周知していく必要があります。

⁶⁷ [女性大学・女性大学院] 女性が自己を高める学習に加え、地域社会をとりまく問題・課題やその解決方法について自らが学び、学習の過程やその活動の成果を地域社会に活かしていくことを目的に、中央市民センターをはじめとした各地区の市民センターに開設。

⁶⁸ [寿大学・寿大学院] 高齢者が自己を高める学習に加え、地域社会をとりまく問題・課題やその解決方法について、自らが学び、学習の過程やその活動の成果を地域社会に活かしていくことを目的に、中央市民センターをはじめとした各地区の市民センターに開設。

また、女性の社会進出の進展などから、女性大学・女性大学院は、在籍者の平均年齢の上昇や在籍者数の減少が見られ、今後、高齢者の増加も見込まれることから、市民の生涯の各段階に応じた講座の体系を検討する必要があります。

【施策 10-1 施策の展開】

①市民が必要な課題等の整理とそれに対応した学習機会の提供

現代的・社会的課題に対応した学習や郷土への愛着を深める学習について、生涯の各段階の市民が、市民センター等において、社会情勢の変化などに対応した学習が受けられるよう、市民に対し提供が必要な課題等を整理するとともに、それに対応した学習機会を提供します。

②学習機会に関する情報の収集と周知

県の施設や大学などをはじめとする関係機関との連携を図り、市内で開催される様々な講座や指導者等の情報を収集し、市民へ周知します。

③講座体系の見直しの継続的な検討

市民の生涯の各段階に応じた講座体系の見直しを継続的に検討します。



施策 10-2 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習に取り組む団体及び人材の充実

【施策 10-2 現状及び課題】

団体・サークル及び指導者の情報について、県と情報共有等を実施したことにより、一定の情報等を確保しましたが、継続した団体・サークル及び指導者の育成・確保が求められています。

また、団体・サークル及び指導者を育成する専門的人材を養成・配置する必要があります。

【施策 10-2 施策の展開】

①団体・サークル及び指導者の育成・確保と市民への周知

市民センター等において、現代的・社会的課題を含めた様々な講座の開催を通じて、多様な分野の学習に取り組む人材を育成します。また、市民に公表している生涯学習情報への登録を促すとともに、登録している団体・サークル及び指導者の情報を広報あおもりや市のホームページ、生涯学習情報誌など、様々な媒体を通じて広く市民に周知します。

②団体・サークル及び指導者を育成する専門的人材の養成・配置

市民センター職員等の資質・能力の向上を図るため、研修を実施するとともに、中央市民センター等に生涯学習推進員⁶⁹を配置し、市民の学習活動に関する身近な相談・指導や市民センター等のサポートを実施するほか、広く市民の学習活動をサポート・コーディネートする役割を担う社会教育主事を計画的に養成します。

③社会教育関係団体に対する支援

「青森市PTA連合会」、「青森市子ども会育成連絡協議会」、「青森市青少年育成市民会議」、「浪岡連合婦人会」及び「浪岡文化協会」など、様々な社会教育活動を行っている社会教育関係団体に対し、引き続き支援します。

施策 10-3 市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める図書館資料の充実

⁶⁹ [生涯学習推進員] 市民の生涯学習活動を支援し、市民文化の創造の推進を図るため、青森市教育委員会が委嘱した者。

【施策 10-3 現状及び課題】

市民図書館では、現代的・社会的な課題、郷土に関する図書館資料を購入又は寄贈により整備しています。

現代的・社会的な課題に関する調査研究資料等については、一般の書店で陳列されていないものや、白書・年鑑・専門的な事典等の個人では購入が難しいものがあることから、これらの図書館資料を充実させるため、選書方法を工夫する必要があります。

郷土資料については、出版形態が複雑で市販されないものや個人出版のものなど通常の流通ルートに乗らないものが多数あるので、市民が入手困難な図書資料を充実させるため、受け入れ方法を工夫する必要があります。

また、収集した図書館資料のほか、市史編さんで収集した資料の活用を図るため、館内外での展示や市民への周知について、より効果的な方法を実施する必要があります。

【施策 10-3 施策の展開】

①市民図書館における調査研究資料及び郷土資料の収集

市民が、図書館資料を活用して現代的・社会的な課題の解決や、郷土資料を通じて郷土青森への愛着を深めることができるよう、調査研究資料及び郷土資料について、きめ細かな情報収集を行い、受け入れ方法を工夫しながら資料を収集します。

②収集した図書館資料の展示と周知方法の見直し

図書館資料の更なる活用を促すため、必要に応じて市民図書館内外での展示と周知方法を見直します。

③図書館司書等による学習・調査活動への支援

市民の自主的な課題解決を支えるため、図書館司書など専門的知識を持った職員による学習・調査活動への支援を行うとともに、その体制強化に努めます。

④郷土青森に関する歴史資料の展示や講座等の開催

郷土青森への理解と愛着を深めるため、市民図書館内外において、郷土の歴史に関する資料の展示や講座等を開催します。

基本施策 10 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①現代的・社会的課題などをテーマとした講座等への参加者数	6,653人 (平成26年度)	7,984人 (令和5年度)	市民センター・公民館で開催する現代的・社会的課題や郷土に関する講座等に参加した者の数 【出典：中央市民センター、教育課調べ】

基本施策 11 市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。

基本施策 11 現状及び課題

市民の学習状況については、全市的に講座参加者が増加傾向にあるものの、地域や講座内容ごとに増減のバラつきがあります。市民が生涯にわたって学習し、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かす機会が必要となっています。

このことから、市民センター等において、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えるため、学習機会の充実につながる取組が求められています。

また、市民図書館においては、生涯学習拠点の一つとして、社会情勢等の変化や市民の知的要望に応えるため、図書館サービスの充実を図る取組が求められています。

基本施策 11 施策の体系

基本施策 11 市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。

施策 11-1 市民ニーズに合致した学習・サービスの充実

施策 11-2 市民ニーズに合致した学習講座の充実

施策 11-3 市民ニーズに対応した図書館サービスの充実

施策 11-1 市民ニーズに合致した学習・サービスの充実

【施策 11-1 現状及び課題】

生涯学習推進員を設置し、市民の学習活動に関する様々な問い合わせや相談などに応じたアドバイス・情報提供を行っており、市民の多様な学習活動を支援する体制を確保する必要があります。

また、生涯学習団体の活動成果の発表機会を提供していますが、継続的な生涯学習活動につなげるため、引き続き、発表機会を提供する必要があります。

【施策 11-1 施策の展開】

①生涯学習推進員による生涯学習相談の実施

市民が生涯学習活動を行うきっかけづくりと、市民の学習過程で生じる悩みや課題を解決するため、引き続き、生涯学習推進員による生涯学習相談を実施します。

②学習成果の発表の場の提供

生涯学習団体の継続的な学習活動につなげるため、生涯学習団体が、学んだことを生かす機会として、引き続き、生涯学習団体・サークルによる学習成果の発表の場を提供します。



施策 11-2 市民ニーズに合致した学習講座の充実

【施策 11-2 現状及び課題】

市民センター等において、学習講座数は増加しているものの参加者数は、地域や講座内容ごとで増減にバラつきがあります。社会教育委員会議からの答申「市民センター・公民館を中心とした社会教育活動の充実について」においても、市民センター・公民館の利用者拡大に取り組むよう提言されています。

また、女性の社会進出の進展などから、女性大学・女性大学院は、在籍者の平均年齢の上昇や在籍者数の減少が見られ、今後、高齢者の増加も見込まれることから、市民の生涯の各段階に応じた講座の体系を検討する必要があります。

【施策 11-2 施策の展開】

①多様化した市民ニーズに対応した学習機会の提供

市民の自主的な学習について、市民センター等において、生涯の各段階の市民の多様化したニーズに対応した学習が受けられるよう、学習者のアンケートや社会教育委員の意見などを踏まえ、それに対応した学習機会を提供します。

②市民センター・公民館の利用促進

市民センター・公民館の利用促進を図るため、「4（知ろう）1（行こう）3（参加しよう）」をキャッチフレーズに、多様化する市民ニーズに対応した魅力ある講座の提供や、初めての利用者呼び込む事業企画、それぞれの学習活動に必要な学習機会や指導者等の情報発信に取り組みます。

③学習機会に関する情報の収集と周知（10-1②再掲）

④講座体系の見直しの継続的な検討（10-1③再掲）



施策 11-3 市民ニーズに対応した図書館サービスの充実

【施策 11-3 現状及び課題】

市民図書館では、資料の貸出しに関する市民ニーズに応えるため、平成 26 年 8 月から貸出限度冊数を拡大しました。その結果、図書館資料の貸出冊数はそれ以前に比べて増加しています。

また、市民の読書活動の推進に当たっては、大人を対象とした読書啓発事業等が少ない状況となっています。

市民図書館から離れている地域については、各市民センター及び浪岡中央公民館に配本所を設置しているほか、移動図書館による定期巡回を行っていますが、移動図書館については、一度に巡回できる地域の範囲や積載できる資料の量に限りがあることから、市民ニーズ等を的確にとらえた運行が求められています。

歴史資料室の設置など、市民図書館を取り巻く環境は変化していることから、それらに対応した図書館サービスの在り方を検討していく必要があります。

【施策 11-3 施策の展開】

①市民ニーズ等をとらえた図書館資料の収集と提供

市民の自主的な学習を支えるため、市民ニーズ等をとらえ、幅広い年齢層の学習意欲に応える資料の収集と提供を引き続き行うとともに、資料の利用拡大を図ります。

②読書への関心を高める機会の提供

市民の読書活動を推進するため、幅広い年代に向けた朗読会等を開催するなど、読書への関心を高める機会を提供します。

③移動図書館等による広域サービスの提供

地域において、より多くの方に図書館サービスを提供するため、地域の配本所の利用を促進するほか、移動図書館については、市民ニーズや利用状況などを踏まえながら効果的な運行を行うとともに、その運行情報の一層の周知に努めます。

④環境変化や市民ニーズに対応した図書館サービスの展開

市民図書館を取り巻く環境の変化や、多様な市民ニーズに対応したサービスの提供ができるよう、必要に応じて、図書館サービスの見直しを図ります。

基本施策 11 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
① 市民センター等の総利用者数	1,542,064人 (平成26年度)	1,365,967人 (令和5年度)	青森地区11市民センター、市民図書館、浪岡地区6公民館、細野山の家 の総利用者数 【出典：中央市民センター、市民図書館、教育課調べ】

基本施策 12 未来を切り拓く青少年を育成します。

基本施策 12 現状及び課題

グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力のほか、悪影響を及ぼす情報等に触れない環境づくりが求められています。

このことから、青少年の健全な成長を支えるため、様々な体験活動などの充実とともに、関係団体と連携を図りながら有害情報や非行から守る取組を充実させる必要があります。

基本施策 12 施策の体系

基本施策 12 未来を切り拓く青少年を育成します。

施策 12-1 青少年に対する様々な体験活動の充実

施策 12-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実（施策 2-2 再掲）

施策 12-3 青少年の自立と社会参加に向けた支援の充実

施策 12-4 青少年に対する交流環境づくりの推進

施策 12-5 社会全体での子どもたちの学びの支援（施策 9-1 再掲）

施策 12-6 地域とともにある学校づくり（施策 9-2 再掲）

施策 12-7 豊かなつながりの中での家庭教育支援（施策 9-3 再掲）

施策 12-1 青少年に対する様々な体験活動の充実

【施策 12-1 現状及び課題】

社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、責任感を育むためには、様々な体験活動が重要であり、学校教育と社会教育が協働して体験活動の充実を図る必要があります。

国際的な体験活動については、国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史を持つ外国の人々と共生していくことは重要な課題となっています。

このことから、国際化に対応できるグローバルな人材の育成を図るため、国際的な交流機会を充実させる必要があります。

ものづくりや科学に関する体験活動については、授業内容と関連を図った体験や、子どもが興味を持つ体験を充実させる必要があります。

子どもの文化芸術活動については、優れた結果を収めた子どもを表彰するほか、きっかけづく

りとなる体験型の活動を実施しておりますが、引き続き支援する必要があります。

また、本市を代表する芸術である版画については、中学校以降において版画に触れる機会が少ないことから、継続した機会の提供が求められています。

【施策 12-1 施策の展開】

①国際的な交流の実施（13-1②後掲）

②ものづくり・科学体験講座の開催

授業内容と関連を図った子どもが興味を持つ体験の機会や科学に関する体験を充実させるため、小・中学校の教員で構成する図画工作研究部会や教育研究会理科部会などの協力を得ながら、小・中学生を対象とするものづくり・科学体験講座を引き続き開催します。

③青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援

様々な体験活動を実施している青森市子ども会育成連絡協議会に対し、引き続き、活動を支援します。

④子どもの文化芸術活動への支援と版画に触れる機会の提供

子どもが文化芸術に興味を持つ機会を充実させるため、子どもたちの文化活動への助成や、アウトリーチ⁷⁰の実施、ワークショップの開催など、子どもたちの文化芸術活動を支援します。

また、小・中・高を通し、版画に興味を持つ機会を充実させるため、小・中学生をメインにした棟方志功賞版画展の開催や交流活動、関係機関との連携による中学生、高校生を対象としたワークショップ等を開催します。

⑤体験活動の把握と実施手法の検討

各学校が実施している様々な体験活動を把握し、子どもに必要な体験活動の実施方法について社会教育関係団体等とともに検討します。

施策 12-2 子どもを有害情報や非行から守る取組の充実（2-2 再掲）

施策 12-3 青少年の自立と社会参加に向けた支援の充実

【施策 12-3 現状及び課題】

大人としての自覚や誇りの喚起や、市民としての意識の醸成を促すため、成人式を開催していますが、企画や運営を工夫する必要があります。

また、青少年が地域活動や社会活動に、主体的かつ積極的に参加しようとする意識の醸成と参加できる環境を充実させる必要があるほか、青少年が参加できる講座の開設など、青少年の社会参加を促すような魅力ある学習プログラムが求められています。

不登校、ニート、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、それぞれの抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援を行う必要があります。



【施策 12-3 施策の展開】

①自立と社会参加につながる成人式の開催

社会参加の一つの機会として、新成人等が参画した実行委員会による運営により、新成人としての自覚と誇りの喚起や、市民としての意識の醸成につながる企画を取り入れた成人式を開

⁷⁰ [アウトリーチ] 公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

催します。

②自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする機運の醸成

文化やスポーツの分野において優れた業績を挙げた青少年を表彰するとともに、本市名誉市民である三浦雄一郎氏のチャレンジ精神を青少年に継承してもらうため、同世代の青少年がそれまで成し得なかった業績、又は極めて稀(まれ)な業績を挙げた青少年を表彰することにより、青少年が自らの夢や目標に向かってチャレンジする機運を醸成します。

③地域活動や社会活動に関する情報提供による青少年の主体的な活動の支援

青少年が地域活動や社会活動に参加できる環境を充実させるため、社会教育関係団体などから、青少年が参加できる活動情報を収集し、周知するとともに、市のホームページ等で提供することで、青少年の主体的な活動を支援します。

④青少年に対する学習プログラムの見直し

青少年の教養と資質を高め、社会参加を促すような学習プログラムの充実を図るため、市民センター等における学習プログラムを見直します。

⑤青少年の社会的自立に向けた支援

不登校児童生徒の解消に向けた取組を進めるとともに、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関や団体により構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」に参加し、必要な支援を行います。

施策 12-4 青少年に対する交流環境づくりの推進

【施策 12-4 現状及び課題】

他者との協働による地域づくりを進めるため、地域活動や社会活動に参加し地域課題に取り組む人材(若者)が求められています。

【施策 12-4 施策の展開】

①青少年の出会い・集い・学びの交流環境づくりの推進

地域等で主体的に活動できる人材(若者)を育成するため、青少年の出会い・集い・学びの交流環境づくりを推進します。

施策 12-5 社会全体での子どもたちの学びの支援 (9-1 再掲)

施策 12-6 地域とともにある学校づくり (9-2 再掲)

施策 12-7 豊かなつながりの中での家庭教育支援 (9-3 再掲)

基本施策 12 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①情報提供により、学校で改善のために注意・指導した割合	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	ネットパトロールの情報提供により、学校で改善のために注意・指導した割合 【出典：指導課調べ】
②青少年の自立と社会参加につながる講座等に参加した実人員	97人 (平成27年度)	182人 (令和5年度)	自立と社会参加につながる講座に参加した20・30代の実人員 【出典：文化学習活動推進課、中央市民センター調べ】

基本施策 13 グローバルに活躍する人材を育成します。

基本施策 13 現状及び課題

現代社会においては、経済、産業、文化など、あらゆる分野でグローバル化が進展していることから、子どもから高齢者まで、幅広い世代が日本人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる言語や文化、価値を理解し、広い視野に立って培われる教養と専門性を身に付ける必要性が生じています。また、他者との関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、新しい価値を創造する能力等が求められています。

このことから、市民が国際社会で活躍できる能力・意欲を育むため、異文化体験の充実を図るとともに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を持ったグローバル人材を育成する必要があります。

基本施策 13 施策の体系

基本施策 13 グローバルに活躍する人材を育成します。

施策 13-1 子どもの国際的な体験機会の充実

施策 13-2 青少年に対する国際的な体験活動の充実

施策 13-3 生涯を通じた国際的な学習機会の充実

施策 13-1 子どもの国際的な体験機会の充実

【施策 13-1 現状及び課題】

学校での外国人と交流する機会については、外国語指導助手（ALT）⁷¹が担当する中学校区の中学校（ベーススクール）を拠点に、小学校の全ての学級には2週間に1回の割合で外国語活動の時間に、また、中学校の全ての学級には概ね1週間に1回の割合で外国語科（英語）の時間に訪問しているほか、国際交流員（CIR）⁷²による学校訪問も行われております。

今後、子どもたちの国際的な体験機会の充実を図るためには、更なる国際交流及び国際理解に関する取組が求められています。

【施策 13-1 施策の展開】

①外国語指導助手を活用した外国語指導等

学校における外国語を使う機会を充実させるため、外国語指導助手を引き続き配置し、小・中学校において、外国語指導助手を活用した外国語指導を実施するとともに、授業以外の休み時間、昼食時、長期休業中においてもコミュニケーションを図れるよう、配置方法等を工夫します。

⁷¹ [外国語指導助手（ALT）] AssisntLanguageTeacher の略。英語を母国語とし、小・中学校の授業等において自国の文化を紹介したり、日本人教師と一緒に英語の授業を行い、生の英語で児童生徒と会話をしたり、発音や表現等について指導の補助を行う外国青年のこと。

⁷² [国際交流員（CIR）] Coordinator for International Relations の略。国際理解教育の充実を目的に、外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、外国からの訪問客の接遇等、高い日本語能力を必要とする業務を担う者。

②国際的な交流の実施

国際的な交流機会を一層充実させるため、アメリカ（メイン州）・中国（大連市）・韓国（平澤市）との子どもの相互交流を実施するとともに、ハンガリー（ケチケメート市）・チェコ（プラハ市）の子どもたちと版画などの作品交流を実施します。

また、小・中学校での国際交流及び国際理解教育に関する取組を充実させるため、国際交流員の更なる活用に取り組むとともに、これらの交流活動の実施に当たっては、国際交流担当部局や国際交流関係団体などとも連携を図ります。

施策 13-2 青少年に対する国際的な体験活動の充実

【施策 13-2 現状及び課題】

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史を持つ外国の人々と共生していくことが重要な課題となっています。

このことから、国際化に対応できるグローバルな人材の育成を図るため、国際的な交流機会を充実させる必要があります。

【施策 13-2 施策の展開】

①外国の文化や言語の学習機会の提供

青少年が、外国の文化や言語に触れることができる機会を充実するため、外国語指導助手などのネイティブスピーカーとの交流や外国語によるコミュニケーション能力を培う体験講座等を実施します。



施策 13-3 生涯を通じた国際的な学習機会の充実

【施策 13-3 現状及び課題】

グローバル化の進展に伴い、市民が外国を身近に感じ、多様な価値観を育みながら、異なった文化の相互理解、社会貢献意識等を深めることができる環境を整備していく必要があります。

【施策 13-3 施策の展開】

①国際的な学習機会の提供

国際感覚に優れた人材を育成するため、外国の文化や習慣、歴史などの異文化に触れる、グローバル社会に対応した学習機会を提供します。

基本施策 13 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①国際交流事業への若年者の参加者数	33 人 (平成 26 年度)	432 人 (令和 5 年度)	国際交流事業への若年者の参加者数 (累計) 【出典：文化学習活動推進課、指導課、教育課調べ】
②国際交流員 (CIR) による国際交流及び国際理解教育の講座への参加者数	90 人 (平成 27 年度)	176 人 (令和 5 年度)	中央市民センター等が主催する英会話講座等への参加者数 【出典：中央市民センター・指導課調べ】
③外国語によるコミュニケーション能力を培う体験講座への参加者数	228 人 (平成 27 年度)	280 人 (令和 5 年度)	放課後子ども教室の体験・交流の場における留学生等との交流や、外国語によるコミュニケーション活動等への参加者数 【出典：文化学習活動推進課調べ】
④国際交流事業の報告会への参加者数	1, 359 人 (平成 27 年度)	5, 620 人 (令和 5 年度)	国際交流事業の報告会への参加者数 【出典：文化学習活動推進課、指導課、教育課調べ】

基本施策 14 読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。

基本施策 14 現状及び課題

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から成長に応じて本に触れ、読書の楽しさを体験する必要があります。

このため、市民図書館や市民センター等では、おはなし会を開催するなどして子どもが本に触れる機会の提供に努めていますが、地域によっては十分な機会を設けられていないところもあります。

また、全国的に小学生から中高生へと学齢が上がるにつれて、読書離れが進む傾向が認められており、本市においても同様の傾向がうかがえます。

このことから、市民図書館、学校、家庭、地域それぞれの場において、子どもが読書に親しむ機会と子どもの読書を支える環境を充実させる必要があります。

子どもの読書活動の輪を広げていくため、読書に関わる人々が一層連携・交流しながら活動するとともに、子どもの読書の重要性や様々な読書活動の機会を広く周知するなど、広報活動に取り組む必要があります。

基本施策 14 施策の体系

基本施策 14 読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。

施策 14-1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進

施策 14-2 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実

施策 14-3 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

施策 14-1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進

【施策 14-1 現状及び課題】

本市では、全ての市民センター等に図書館司書を定期的に派遣し、家庭や地域における読書活動を推進してきた結果、おはなし会の参加者が増加傾向にあります。一方で、地域や学校の中には、単独でおはなし会等の読書機会の提供が十分にできていないところがあります。また、中高生については読書離れが指摘されています。

【施策 14-1 施策の展開】

①家庭での読書活動の推進

子どもが日常生活を通して読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から子どもと保護者がともに本に親しむ機会を提供し、家庭での読書活動を推進します。

②地域での読書活動の推進

子どもが生活する身近な地域において、幼い頃から読書習慣を身に付けることができるよう、



市民センター等においておはなし会や各種展示事業を実施するとともに、これまで十分にその機会が設けられていない地域については、地域の方々との協力や読書活動ボランティアとの連携を図りながら、地域での読書活動を推進します。

また、市民センター等から離れた地域については、市民図書館の特別貸出や移動図書館による定期的な巡回により、地域での読書活動を支援します。

③学校等での読書活動の推進

学校等において読書の幅を広げることができるよう、「全校一斉読書」「学校図書館読書感想文コンクール」などを通じて学校生活の中で本に親しむ機会を提供するとともに、移動図書館訪問や図書館司書による学校支援、さらには、読書活動ボランティアと連携した読書機会の提供により、学校での読書活動を推進します。

また、特別支援学校への訪問おはなし会等を実施するほか、認定こども園・幼稚園・保育所での読書活動を支援する各種情報の提供・働きかけを行います。

④市民図書館での読書活動の推進

市民図書館において、読書の楽しみを存分に味わうことができるよう、乳幼児から中高生までの子どもの年齢層に応じた読書への誘い・きっかけづくりを行い、読書活動を推進します。

また、障がい者用資料の提供を充実させるため、青森県視覚障害者情報センターなど関係機関等との連携を図ります。

施策 14-2 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実

【施策 14-2 現状及び課題】

家庭では、幼い時から生涯にわたり気軽に本に触れることのできる環境が求められています。地域においては、市民センターの図書室等が読書活動の拠点となることが求められています。また、学校においては、子どもの読書活動を支えるため、学校図書館の充実を図る必要があります。

さらに、市民図書館においては、市内全域の子どもの読書活動を推進する拠点施設として、乳幼児期から中高生までの成長段階や子どもの状況に応じた豊富な資料を整備する必要があるほか、読書活動を支援する職員のスキルアップが求められます。

【施策 14-2 施策の展開】

①家庭での読書環境の整備・充実

家庭での読書活動を推進するため、ブックリスト⁷³や児童ライブラリーの広報紙等を通じて家庭における読書活動の重要性を啓発し、家庭での読書環境の整備を図ります。

②地域での読書環境の整備・充実

地域での読書活動を推進するため、市民センターの図書室等へ定期的に図書館司書を派遣するほか、市民図書館の貸出文庫や移動図書館訪問により、地域での読書環境の整備・充実を図ります。

また、地域での読書活動を支えるため、市民センター等と学校、読書活動ボランティアと連携を図ります。

③学校等での読書環境の整備・充実

学校での読書活動を推進するため、引き続き、学校図書館の蔵書の整備・充実を図るととも

⁷³ [ブックリスト] 年齢やテーマなど様々な基準で選択し、読書を薦めたり図書を紹介するために作られた本の選定目録。

に、その運営については、司書教諭を中心に読書活動ボランティアの協力を得るとともに、図書館司書による支援も行い、学校での読書環境の整備・充実を図ります。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化を促進し、学校と市民図書館及び各学校間での蔵書情報の共有化を働きかけるほか、認定こども園・幼稚園・保育所については、市民図書館の貸出文庫や特別貸出により読書環境の整備を支援するとともに、読み聞かせ講習会等により保育士や教諭の研修機会を提供します。

④市民図書館での読書環境の整備・充実

市民図書館での読書活動を推進するため、引き続き、乳幼児や小学生向けの児童書及び中高生向けのヤングアダルト資料の整備・充実を図るとともに、図書館の空間づくりに配慮しながら、市民図書館での読書環境の整備・充実を図ります。

また、デージー図書⁷⁴の整備など障がいのある子どもへの支援の充実を図るほか、市内全域の子どもの読書活動を推進する拠点施設として、専門職員（司書）の充実と職員のスキルアップに取り組みます。

施策 14-3 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

【施策 14-3 現状及び課題】

市内全域で子どもの読書活動の輪を広げていくため、子どもの読書活動に関連する団体・機関・ボランティア等の活動を把握し、連携・協力する必要があります。

また、読書活動への理解を広めるため、子どもの読書の重要性和様々な読書活動の機会について、広く周知していく必要があります。

【施策 14-3 施策の展開】

①連携・交流の推進

子どもの読書活動をより効果的に推進していくため、学校、公共図書館、地域を結ぶ読書懇話会の開催など、ネットワークづくりを行うほか、読書活動を支える読書活動ボランティアの育成・支援を行うとともに、関係機関との連携・協力に向けたコーディネートを行い、子どもの読書に関わる全ての人々の連携・交流を推進します。

②広報活動の推進

子どもの読書活動の意義と重要性を周知するため、「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や、児童ライブラリーの広報紙や市民図書館ホームページ等を用いた読書活動に関する情報発信を行うとともに、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介を行い、読書活動の市民全体への浸透を図る広報活動を推進します。

⁷⁴ [デージー図書] 視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。学習障がいなどのある人にとっても有効とされている。

基本施策 14 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①学校図書館の蔵書率	小 91.1% 中 107.9% (平成 26 年度)	小 109.0% 中 128.0% (令和 5 年度)	市内小・中学校の図書館に整備されている図書の蔵書率 【出典：総務課、指導課調べ】
②市民図書館(配本所含む)における子ども一人当たりの貸出冊数(0~18歳)	4.6冊 (平成 26 年度)	5.0冊 (令和 5 年度)	市民図書館および配本所における子ども一人当たりの貸出冊数 【出典：市民図書館調べ】

基本方向 3 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術

基本施策 15 市民の文化芸術活動を支えます。

基本施策 15 現状及び課題

市民の文化芸術活動については、今後、高齢化の進行、人口の減少などを背景に、次世代の文化芸術の担い手の減少が懸念されます。

また、市内で多くの文化芸術活動が実施されている中、市民の文化芸術活動の関心を一層高めるため、効果的な情報発信を行う必要があります。

このことから、市民の文化芸術活動に対する支援や鑑賞機会の充実に加え、本市の所蔵作品の情報を効果的に発信するなど、文化芸術活動の充実につながる取組が求められています。

このほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、国等で実施する文化プログラム(カルチュラル・オリンピアド⁷⁵)を、青森の文化芸術の魅力を発信する機会ととらえ、様々な取組を検討していく必要があります。

基本施策 15 施策の体系

基本施策 15 市民の文化芸術活動を支えます。

施策 15-1 文化芸術鑑賞機会の充実

施策 15-2 文化芸術活動の活性化に向けた支援

施策 15-3 伝統芸能の鑑賞機会と発表機会の充実

施策 15-1 文化芸術鑑賞機会の充実

【施策 15-1 現状及び課題】

文化施設や企業のロビー等において、市所蔵作品を展示するなど、鑑賞機会を提供していますが、これまで以上に市民に多くの文化芸術作品を鑑賞してもらうため、本市を代表する芸術である版画などの鑑賞機会を充実させる必要があります。

文化施設においては、音楽、演劇、歌舞伎等の伝統芸能などの舞台芸術に関する鑑賞機会を提供していますが、これまで以上に関心を高め、鑑賞者の安定的増加を図るため、より魅力ある舞台演劇等の提供が求められています。

また、鑑賞機会について、より多くの方々への周知方法を検討する必要があります。

【施策 15-1 施策の展開】

①文化芸術作品に関する作品展の開催等

本市の芸術を代表する版画作品や、本市出身の芸術家による作品展等を開催するとともに、様々な広報媒体を活用した周知活動を行います。

⁷⁵ [カルチュラル・オリンピアド] オリンピック・パラリンピックの開催国において行われる文化プログラム。

また、市所蔵作品については、公共施設や企業のロビー等を活用し展示します。

① 舞台芸術に関する鑑賞機会の提供

音楽、演劇、歌舞伎等の伝統芸能などの舞台芸術について、広く市民に鑑賞していただくため、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社等と連携し、魅力ある舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、様々な広報媒体を活用した周知活動を行います。

注) 令和2年4月1日付で、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社は一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団と合併し、一般財団法人青森市文化観光振興財団となりました。

施策 15-2 文化芸術活動の活性化に向けた支援

【施策 15-2 現状及び課題】

市民の文化芸術活動の活性化については、アートで音楽のあるまちづくりの中心的組織である「あおもりアーツカウンシル⁷⁶」と連携し、文化芸術活動を実施する個人や団体等に対し、活動経費の一部助成等を行っておりますが、今後、一層の文化芸術活動の活性化を図るため、より多くの方々への周知方法や、人材育成・確保に向けた市民参加型事業の充実に向けた、検討を行う必要があります。

【施策 15-2 施策の展開】

① 文化芸術活動の拠点づくりの推進

文化芸術活動を実施している市民や団体の活動を更に活性化させるため、文化施設において、青森市文化団体協議会等と連携し、市民文化祭の開催など、市民や団体が集い、気軽に練習や発表、交流ができる文化芸術活動の拠点づくりを進めます。

② 文化芸術団体に対する支援

アートで音楽のあるまちづくりの推進のため、個人や団体等の文化芸術活動に対して、「あおもりアーツカウンシル」と連携し、事業実施に向けたアドバイスや情報提供などの支援をします。

また、人材育成・確保に向けた市民参加型事業を充実させながら事業展開を図ります。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、国等で実施する文化プログラム（カルチュラル・オリンピックアード）に合わせ、「あおもりアーツカウンシル」とともに、青森の文化芸術の魅力を発信する取組を検討します。



施策 15-3 伝統芸能の鑑賞機会と発表機会の充実

【施策 15-3 現状及び課題】

特に伝統芸能の鑑賞機会や発表機会については、「津軽三味線日本一決定戦」の開催を支援しているほか、街中でのストリートライブやイベントホールでの発表会を開催しています。

「津軽三味線日本一決定戦」については、地域の伝統芸能である津軽三味線に多くの市民の方々に触れていただく機会として重要であることから、継続した支援が求められています。

また、伝統芸能に関する街中でのストリートライブやイベントホールでの継続的な発表機会を提供する必要があります。

⁷⁶ [あおもりアーツカウンシル] あおもりアーツカウンシルとは、青森市とともにアートで音楽のあるまちづくりの推進を図る組織。多様な文化芸術活動へ支援の充実を図るため、平成29年度に「アートでオン!」から名称変更。

【施策 15-3 施策の展開】

①「津軽三味線日本一決定戦」の支援

本県の伝統芸能であり、全国的に知名度の高い津軽三味線について、鑑賞機会を充実させるため、「津軽三味線日本一決定戦」の開催を引き続き支援します。

②伝統芸能の発表機会の提供

三味線・民謡、ねぶた囃子、跳人など、本市の伝統芸能について、市民に広く鑑賞していただき、団体等の活動の活性化を図るため、各種イベントと連携しながらストリートライブ等の発表機会や活動の場を提供します。

基本施策 15 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①文化施設利用回数	2.0回 (平成29年度)	2.0回 (令和5年度)	市民1人が1年間に文化施設を利用した回数 【出典：文化学習活動推進課調べ】
②文化芸術事業に市民が参加した割合	23.4% (平成29年度)	23.4% (令和5年度)	市が主体的に関わっている文化資産を活用した事業に市民が参加した割合 【出典：文化学習活動推進課調べ】

基本施策 16 文化財を守り、伝えます。

基本施策 16 現状及び課題

縄文遺跡などの史跡や出土品、歴史民俗資料などの本市の貴重な文化財は、郷土の歴史、伝統、文化等を理解するために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

このような中、「縄文の学び舎・小牧野館（青森市小牧野遺跡保護センター）」・「小牧野の森・どんぐりの家（青森市小牧野遺跡観察施設）」や「あおり北のまほろば歴史館」の開館など、本市の文化財等を守り伝える環境が整ってきています。

このことから、文化財を守り伝えるため、これらの施設を活用し、文化財を大切に保存して次世代へ継承するとともに、その価値を国内はもとより世界に向けて積極的に発信していく必要があります。

基本施策 16 施策の体系

基本施策 16 文化財を守り、伝えます。

施策 16-1 民俗芸能の継承

施策 16-2 歴史民俗資料・遺跡出土品の継承

施策 16-3 埋蔵文化財の継承

施策 16-4 史跡の価値の向上

施策 16-1 民俗芸能の継承

【施策 16-1 現状及び課題】

教育委員会では、青森市PTA連合会が運行する「ねぶた」に対し、制作費等を支援していますが、今後、子どもの数の減少が見込まれる中で、子どもたちに国指定重要無形民俗文化財である「青森ねぶた」を継承していくため、引き続き、支援が求められています。

また、獅子踊⁷⁷、登山囃子⁷⁸、ねぶた囃子を伝承している本市固有の民俗芸能団体に対し、活動機会を提供するなどの支援を実施していますが、構成員の高齢化や後継者不足が課題となっています。

【施策 16-1 施策の展開】

- ① 青森市PTA連合会のねぶた運行に対する支援

⁷⁷ [獅子踊] 東日本に広く行われる一人立ちの風流（ふりゅう）獅子舞。

四隅に花笠をかぶり籠（ささら）を摺（す）る者が立つ中で、胸に太鼓をつけ、獅子頭（ししがしら）をかぶった者三人が踊る。

⁷⁸ [登山囃子] 「登山囃子」の原型は、岩木山の麓にあった「百沢寺」（ひやくたくじ）の住職が作ったとされる登拝の唱文（しょうもん）。現在は「さいぎさいぎ」と呼ばれている。現在、広く演奏されている「共通の囃子」である「登山囃子」は、昭和24年に設立された登山囃子研究会が、その後、それまで村々で特徴のあった「登拝（とはい）の囃子」のいいところを集め、古い囃子の曲調をくずさないよう作ったもの。

本市を代表する国指定重要無形民俗文化財である「青森ねぶた」を次世代に継承していくため、「ねぶた祭」に参加する青森市PTA連合会の制作費等を支援するとともに、子どもたちが青森市PTA連合会ねぶたに参加するよう、継続的に働きかけます。

②民俗芸能団体に対する活動・発表の場の提供等

後世にわたり民俗芸能を継承していくためには、子どもを中心に多くの市民の理解が不可欠であることから、各種イベントとの連携強化の下、民俗芸能団体の様々な場面での活動や発表の場を提供するとともに、効果的な広報活動にも取り組みます。

施策 16-2 歴史民俗資料・遺跡出土品の継承

【施策 16-2 現状及び課題】

歴史民俗資料及び遺跡の出土品について、適切に保存管理するとともに、重要なものについて、指定文化財として、指定を行っています。

また、平成 27 年度に「あおり北のまほろば歴史館」や「縄文の学び舎・小牧野館」が新たに開館したことから、今後、市が所蔵している歴史民俗資料等の適切な保存管理と、より効果的な展示に努めていく必要があります。

【施策 16-2 施策の展開】

①歴史民俗資料及び遺跡出土品の保存管理と展示等

歴史民俗資料及び遺跡出土品について、保存場所の確保に努めながら適切に保存管理するとともに、広く市民の目に触れていただくため、これまで実施してきた学校等への貸出しを継続するとともに、「あおり北のまほろば歴史館」、「縄文の学び舎・小牧野館」、「森林博物館」、「中世の館」を活用し、魅力ある展示に努めていきます。

また、施設の指定管理者と連携し、魅力ある事業の実施に努めていきます。

②関連施設間の連携

市の歴史や文化を物語る歴史民俗資料等の周知を図るため、「あおり北のまほろば歴史館」や「縄文の学び舎・小牧野館」等の関連施設間の連携を図ります。

③歴史民俗資料等の次世代への継承

歴史民俗資料等の次世代への継承に向け、小・中学校の学習活動等において、「あおり北のまほろば歴史館」など関連施設の活用を図るとともに、小学校の社会科副読本の内容充実に努めます。

施策 16-3 埋蔵文化財の継承

【施策 16-3 現状及び課題】

遺跡などの埋蔵文化財を保護するため、工事等に際して、遺跡の有無の照会受付や、工事の際の工事内容の確認を行っていますが、工事着工後に届出が提出されないことがないようにする必要があります。

【施策 16-3 施策の展開】

①埋蔵文化財の保護

道路・住宅などの開発から遺跡を保護するため、工事関係機関に対し、着工までの対応方法について周知徹底します。

施策 16-4 史跡の価値の向上

【施策 16-4 現状及び課題】

小牧野遺跡をはじめとする史跡の保護・活用を図るため、盛土等の保護対策や案内・説明板の設置等を行っています。

また、小牧野遺跡については、関係自治体との連携を図りながら世界遺産登録を目指していますが、実現していません。

【施策 16-4 施策の展開】

①史跡の保護や活用

国の指定史跡となっている遺跡について、引き続き、適切な保護や活用に努めます。

小牧野遺跡については、「縄文の学び舎・小牧野館」を遺跡保護の拠点としながら、出土品等の展示や保管、遺跡に関する情報発信等を行います。

また、遺跡や自然環境の保護意識を醸成するため、施設の指定管理者、地域住民、ボランティアなどと連携した取組を進めます。

浪岡城跡や高屋敷館遺跡については、引き続き、遺跡の盛土保護等の環境整備を進めます。

②小牧野遺跡の世界遺産登録

小牧野遺跡については、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、関係自治体と連携を図りながら世界遺産登録を目指します。

基本施策 16 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①民俗芸能イベント参加者数	700 人 (平成 26 年度)	5,538 人 (令和 5 年度)	無形民俗芸能団体及び伝統芸能団体等支援事業における参加者数 【出典：文化財課調べ】
②文化財を活用した事業の参加者数	18,489 人 (平成 26 年度)	76,578 人 (令和 5 年度)	市が管理する文化財を活用した事業の年間参加者数【出典：文化財課、教育課調べ】
③縄文の学び舎・小牧野館の入館者数	16,765 人 (令和元年度)	19,323 人 (令和 5 年度)	縄文の学び舎・小牧野館の入館者数 【出典：文化財課調べ】

基本方向 4 誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション

基本施策 17 スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

基本施策 17 現状及び課題

市では、生涯にわたる豊かなスポーツ・レクリエーションライフの実現を目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するとともに、スポーツ団体が取り組むイベントなどの開催促進など、広くスポーツ・レクリエーション活動の参加機会の提供に取り組んでいます。

また、スポーツ基本法の規定に基づく「スポーツ推進委員⁷⁹」を設置し、スポーツに関する実技指導や助言活動を行うなど、広く市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりにも取り組んでいます。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには「活動に取り組む場」の確保が不可欠なことから、市民体育館等のスポーツ施設に加え、学校体育施設や市民センター内の体育館など、身近な活動場所の整備を図っています。

スポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、市民の健康増進や体力向上、余暇時間の増大、ライフスタイルの変化などに対応し、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが、楽しめる環境づくりに取り組む必要があります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図っていくための契機としてとらえ、関係団体と連携し取り組む必要があります。



基本施策 17 施策の体系

基本施策 17 スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

施策 17-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供

施策 17-2 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

施策 17-3 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

施策 17-4 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

施策 17-5 指導者の確保・活用

施策 17-6 地域スポーツの促進

施策 17-7 スポーツ施設の利便性の向上

⁷⁹ [スポーツ推進委員] 市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。

施策 17-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供

【施策 17-1 現状及び課題】

市民のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を図るため、これまでのスポーツ教室等の開催をはじめ各団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催を促進させる必要があります。

体力がないことを理由に、スポーツを行わない方も多いことから、運動することの重要性や体力の有無にかかわらず、誰でも気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを更なるスポーツ・レクリエーション活動の推進の契機ととらえ、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充を図っていく必要があります。

【施策 17-1 施策の展開】

①参加機会の提供

市民のニーズを反映したスポーツに関する各種教室・イベント等の開催や、スポーツ活動に取り組む団体が実施する各種教室やイベント等の開催促進、ウォーキングやニュースポーツ⁸⁰など、日常生活の中で気軽に取り組める運動と、ハイキングやサイクリングなどの野外活動の普及啓発など、関係団体との連携を図りながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供に取り組みます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズ把握を行いながら、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが気軽に楽しむことのできる新たな種目の展開も検討します。

スポーツ・レクリエーション活動のニーズの把握と、年齢や体力、場所や道具等の制約を受けず、より気軽に楽しむことのできる種目の展開も検討します。

②情報の提供

各種スポーツ・レクリエーション情報及び施設の利用状況などわかりやすい情報を様々な媒体を活用しながら市民に提供していきます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ⁸¹」をはじめとした団体に関する活動内容等の情報を、積極的にPRしながら、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進を図ります。

施策 17-2 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策 17-2 現状及び課題】

大人になってからも積極的にスポーツに取り組むようにするためには、幼児期から身体を動かす習慣や意欲を養う必要がありますが、主として小学生により構成されているスポーツ少年団については、競技種目



⁸⁰ [ニュースポーツ] 競技性を重視せず、子どもから高齢者まで誰でも参加し、楽しむことができることを目的としたスポーツの総称。

⁸¹ [総合型地域スポーツクラブ] 子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という3つの特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

によっては子どもたちに最も身近な存在である学校単位でのスポーツ少年団を設置できないケースが発生しており、一定の地域内で子どもがスポーツ活動を実施できる環境づくりに取り組む必要があります。

また、スポーツ少年団活動の指導者の大半が教職員となっており、教職員の多忙化の一因となっているとともに、人事異動により活動に支障をきたすことも懸念されることから、地域で子どものスポーツ活動を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、外遊びや集団遊びをする機会の減少による体力・運動能力の低下が懸念されており、適正な指導者の下で運動をする機会の提供に取り組む必要があります。

【施策 17-2 施策の展開】

①子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

幼児や小・中学生を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、単独でスポーツ少年団が設置できない学校については、複数の小学校によるスポーツ少年団の設置を推進します。

また、教員以外の地域のスポーツ指導者の発掘・育成など、継続的にスポーツ活動が実施できる体制づくりを図るとともに、子どもの発達の段階に応じて、身体を動かすことやスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

【施策 17-3 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進】

【施策 17-3 現状及び課題】

生きがいづくりや交流機会の拡大を図るため、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、高齢者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

高齢者の健康増進や体力向上を図るため、運動することの重要性や、高齢者の誰もが気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組む必要があります。

【施策 17-3 施策の展開】

①高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

高齢者を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、各種スポーツ大会やイベントなどの開催促進、ウォーキングやニュースポーツなど日常生活の中で気軽に取り組める運動の普及啓発など、関係団体と連携しながら高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズを把握しながら、年齢や体力に応じた、より気軽に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動の展開も検討します。

スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大や、各種情報及び施設の利用状況など、わかりやすい情報提供に取り組めます。



施策 17-4 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策 17-4 現状及び課題】

障がい者の社会参加や生きがいづくりを促進させる上で、スポーツ・レクリエーション活動の役割はより重要になっており、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

障がい者のスポーツ施設利用を促進させるため、人的サポート体制の充実など、ソフト面における利用しやすい施設環境づくりに取り組む必要があります。

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、障がい者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

【施策 17-4 施策の展開】

①障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズを把握しながら、より気軽に楽しむことのできる活動の展開を検討するほか、参加機会の拡大や、各種情報及び施設の利用状況などわかりやすい情報提供に取り組みます。

施策 17-5 指導者の確保・活用

【施策 17-5 現状及び課題】

スポーツ・レクリエーション活動及び競技力の向上等に向け、指導者の発掘・育成・確保が非常に重要であり、その人材育成が求められています。

スポーツ・レクリエーションを指導する「スポーツ推進委員」の制度は、まだ認知度が低いことから、一層の認知度向上に向けた取組と活動を推進していく必要があります。

【施策 17-5 施策の展開】

①スポーツ・レクリエーション指導者の発掘・育成・確保、活用促進

スポーツ・レクリエーション活動の推進に向け、指導者の発掘・育成・確保が重要であることから、指導者の資質向上を図る研修会の開催等に積極的に取り組みます。

スポーツ推進委員の活用を一層促進するため、派遣システムの活用に向けた情報提供を様々な媒体により行います。

指導者が地域において活動できるよう、関係団体等と連携しながら支援体制を整えとともに、指導者としての意欲高揚を図る事業に取り組みます。

施策 17-6 地域スポーツの促進

【施策 17-6 現状及び課題】

生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の基盤を形成するため、地域の方々が主体的にスポーツに参画する環境づくりに取り組む必要があります。

指導者の活用に向けて、「スポーツ推進委員」の制度の更なるPRが必要です。

【施策 17-6 施策の展開】

①地域の方々が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

地域で開催する各種教室やイベントでの実技指導へのスポーツ推進委員の活用などを通じて、地域の方々が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。

また、各種情報及び施設の空き状況などわかりやすい情報提供に取り組めます。

施策 17-7 スポーツ施設の利便性の向上

【施策 17-7 現状及び課題】

市のスポーツ施設の中で築 30 年を経過した施設があり、スポーツ活動に取り組める場の確保に向け、これまで以上に適切な保守管理に努めていく必要があります。

既存施設の耐用年数等を考慮しながら、市民が活用できるスポーツ施設を確保するためにも、将来的な市のスポーツ施設の在り方について、検討する必要があります。

既存のスポーツ施設全般について、利用状況等の一層の情報提供に取り組む必要があります。

【施策 17-7 施策の展開】

①施設の機能維持、利便性の向上

市のスポーツ施設については、老朽化が進んでいるものもあり、これまで以上に施設の指定管理者と連携した保守管理に細心の注意を払う必要があります。

また、必要に応じて適切な修繕を行うなど、市民が安心してスポーツ・レクリエーション活動に取り組める場としての機能維持に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動に取り組める施設に関する利用情報や、各施設で実施する各種教室・イベント情報の積極的な提供に取り組めます。

① 将来的な施設の在り方の検討

スポーツ施設について、老朽化への対応や施設機能の見直し等、将来的な市全体のスポーツ施設の在り方について、検討を行います。



施策 17-8 ハイレベルな競技の観戦機会の提供

【施策 17-8 現状及び課題】

スポーツへの関心や参加意欲の向上を図るため、地元を本拠地とするプロスポーツチーム等をはじめとするハイレベルなスポーツ競技のゲームの誘致等により、市民に高い競技水準のスポーツを観戦できる機会を提供していく必要があります。

【施策 17-8 施策の展開】

①情報提供による観戦機会の充実

地元を本拠地とするプロスポーツチーム等の情報を発信するとともに、関係機関と連携して、各種スポーツゲームの誘致等により市民が高い競技水準のスポーツを観戦できる機会の充実に図ります。

※平成 30 年度からスポーツ関連事務が市長部局に移管されたため、令和 3 年度以降、基本施策 17 については「青森市スポーツ推進計画」に基づき推進することとします。

基本施策 18 学校体育活動を充実させます。

基本施策 18 現状及び課題

本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い状況となっており、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組むことが必要です。

このことから、体育・保健体育の授業における運動量の確保や、児童生徒の発達の段階に見合った運動実践ができるよう、学校体育活動の一層の充実を図ることが求められているほか、児童生徒が学校体育に安心して取り組むことができるよう、スポーツ事故やスポーツ障害の防止をはじめとした安全性の向上にこれまで以上に努める必要があります。

基本施策 18 施策の体系

基本施策 18 学校体育活動を充実させます。

施策 18-1 学校における体育活動の充実

施策 18-2 安全・安心の確保

施策 18-1 学校における体育活動の充実

【施策 18-1 現状及び課題】

学習指導要領では、運動する子どもと運動しない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下傾向が依然として深刻な問題となっていることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し、体力の向上を図ることが重視されているほか、体育・保健体育の授業における運動量の確保や、児童生徒の発達の段階に見合った運動実践ができるよう、学校体育活動の一層の充実を図ることが求められています。

また、体力については、児童生徒の男女とも概ね全国並みとなっていますが、体格については、全国と比較して肥満傾向が高く、十分に体を動かしてスポーツの楽しさや意義・価値を実感させる取組が求められています。

【施策 18-1 施策の展開】

①運動やスポーツの楽しさや意義・価値を実感させる指導

児童生徒に運動やスポーツの意義・価値を実感させ、体を動かす習慣を身に付けさせるため、各学校に対して、工夫した体育・保健体育の授業づくりや始業前や昼休み時のマラソン、縄跳び、球技等の運動に継続的に取り組ませる実践例などを、学校訪問や研修講座を通じ指導します。

②教員の指導力や資質の向上

教員の専門性を高めるための校外研修や、自校の課題解決のための組織的な校内研修の日常化などを通じて、教員の指導力や資質の向上を図ります。

③外部指導者の活用推進による学校体育活動の活性化



スポーツ団体等と連携した、部活動を含む学校体育活動全般における外部指導者の活用を進め、学校体育活動の活性化を図ります。

施策 18-2 安全・安心の確保

【施策 18-2 現状及び課題】

児童生徒が学校体育に安心して取り組むことができるよう、スポーツ事故やスポーツ障害の防止をはじめとした安全性の向上に、これまで以上に努める必要があります。

また、平成 24 年度から中学校において武道が必修化されたことに伴い、より安全で興味を高める指導の充実に取り組む必要があります。

【施策 18-2 施策の展開】

①スポーツ事故やスポーツ障害防止等に関する知識の普及啓発

安全・安心に学校体育活動に取り組む環境づくりを進めるため、スポーツドクター⁸²との連携によるスポーツ医学を活用したスポーツ事故やスポーツ障害防止等に関する知識の普及啓発に取り組みます。

②武道の授業における安全指導の徹底

保健体育科教員を対象とした研修講座を開催することにより、引き続き、安全に配慮した実践的指導力の向上に取り組みます。

また、授業においては、教育委員会が作成した「武道の授業における安全指導のためのガイドライン」に即した指導により、安全な指導を徹底します。

基本施策 18 目標とする指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
①体力テストの体力合計点（小学 5 年生）	男 53.00 点 女 54.78 点 （平成 27 年度）	男 53.61 点 女 55.59 点 （令和 5 年度）	8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した体力テスト合計得点【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査】
②体力テストの体力合計点（中学 2 年生）	男 41.79 点 女 47.55 点 （平成 27 年度）	男 41.69 点 女 50.22 点 （令和 5 年度）	〃

※平成 30 年度からスポーツ関連事務が市長部局に移管されたため、令和 3 年度以降、基本施策 18 の一部については「青森市スポーツ推進計画」に基づき推進することとします。

⁸² [スポーツドクター] スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ傷害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のこと。

基本施策 19 ウィンタースポーツを推進します。

基本施策 19 現状及び課題

多雪寒冷といった本市の気候特性や、スキーやスケートなど多様なウィンタースポーツに対応可能な施設環境を活用したイベントの開催、さらには、小学校のスキースロープの設置助成など、ウィンタースポーツ全般の活動促進に取り組んでいます。

冬でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動として、市ではカーリングの振興に取り組んでおり、その一環として「カーリングの街・青森」の実現に向け、施設整備(スポーツ会館)をはじめ、全国高等学校カーリング選手権大会や小・中学生カーリングチャレンジカップを毎年開催し、カーリング人口の裾野拡大を図るとともに、国際大会や全国大会の誘致にも積極的に取り組むなど、市民がカーリングに対する興味や関心を高める事業の展開を図っています。また、競技力の向上を図るため、競技人口の拡大と、競技団体との連携による選手の育成と指導者の発掘・育成・確保に努める必要があります。

基本施策 19 施策の体系

基本施策 19 ウィンタースポーツを推進します。

施策 19-1 ウィンタースポーツの促進

施策 19-2 「カーリングの街・青森」の推進

施策 19-1 ウィンタースポーツの促進

【施策 19-1 現状及び課題】

市のウィンタースポーツ施設の利用者数やウィンタースポーツイベントの参加者数が減少しており、気軽にウィンタースポーツに親しめる環境づくりについて、更に検討する必要があります。

【施策 19-1 施策の展開】

①ウィンタースポーツに取り組みやすい環境づくり

冬期間における運動不足を解消し、活発にスポーツ活動に取り組んでいただけるよう、既存のウィンタースポーツ施設の適正な保守管理及び積極的な情報提供に努めるとともに、スキー振興に向けたスキー教室や小学校の校庭を活用したスキースロープの設置助成、さらには、ウィンタースポーツ活動に取り組む団体に対する後援等を通じた各種教室や気軽に参加できるイベントの開催促進など、ウィンタースポーツに取り組みやすい環境づくりに努めます。



施策 19-2 「カーリングの街・青森」の推進

【施策 19-2 現状及び課題】

他自治体では通年利用が可能なカーリング場を整備していることから、本市においても施設状

況を考慮しながら、当初の年間4か月から9か月まで利用期間の延長を図ってきました。

しかしながら、全国的に競技力の向上が図られている中、本市は、全国的に見て優位な状況ではなくなっていることから「カーリングの街・青森」の実現に向けた取組をハード、ソフト両面で更に強化していく必要があります。

【施策 19-2 施策の展開】

①カーリング人口の裾野拡大

全国高等学校カーリング選手権大会や市内の小・中学生カーリングチャレンジカップの開催により、若手選手の競技力向上及びカーリング人口の裾野拡大を図ります。

②カーリングのまちづくりへの活用

「カーリングの街・青森」が全国的に認知され、観光、教育、地域活性化などといった、まちづくりに活用されるよう、国際的・全国的な大会の誘致や国際競技大会で活躍できる選手及びチームの輩出などに取り組みます。

※平成30年度からスポーツ関連事務が市長部局に移管されたため、令和3年度以降、基本施策19については「青森市スポーツ推進計画」に基づき推進することとします。

基本施策 20 競技力を向上させます。

基本施策 20 現状及び課題

市では、競技力の向上を図るため、スポーツ少年団の運営支援や小・中学生を対象とした各種スポーツ大会(競技会)の開催支援などにより、競技人口の裾野拡大に取り組んでいます。

また、競技力の向上に主体的な役割を担っていただく競技団体や全国大会等に出場する選手に対し支援をしているとともに、「スポーツ賞・スポーツ奨励賞」の顕彰を行い、競技意欲の向上を図る取組を行っています。

市全体の競技水準の向上に向け、国際大会やプロスポーツレベルの選手を育成することが必要であり、そのためにも、確かな指導力を有する指導者の発掘・育成・確保が求められています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、優秀なジュニア層の育成に取り組む必要があります。

基本施策 20 施策の体系

基本施策 20 競技力を向上させます。

施策 20-1 ジュニア層の育成強化

施策 20-2 各種競技会への参加支援

施策 20-3 競技団体との連携促進

施策 20-4 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

施策 20-1 ジュニア層の育成強化

【施策 20-1 現状及び課題】

スポーツへの関心が高く、技術の習得意欲も旺盛な中学生以下のジュニア期における適切な選手育成が、その後の競技力の向上に大変重要な役割を果たすことから、より効果的な指導体制の構築など、競技団体とも連携しながら優秀な選手を発掘・育成するための対策に取り組む必要があります。

【施策 20-1 施策の展開】

①ジュニア層の強化

これまでの小・中学生を対象としたスポーツ大会の開催支援などに加え、トップレベルの選手又は指導者による講習会や実技指導などの開催や競技団体との連携の下、各種大会等において優秀な選手を発掘し、適切な指導により育成できる体制づくりについて検討を行うなど、ジュニア層の強化に取り組めます。



施策 20-2 各種競技会への参加支援

【施策 20-2 現状及び課題】

高い競技レベルを目指す選手への支援は、その後の競技意欲の向上に大いに資することから、本市を代表して世界大会や全国大会などに出場する選手に対し、これまでの支援策も含め検討していく必要があります。

【施策 20-2 施策の展開】

① 出場選手等に対する支援

青森県民体育大会、国民体育大会などに出場する選手等に対し、引き続き支援するとともに、本市を代表する選手が海外の大会に出場することもある現状を踏まえ、効果的な支援策の在り方について検討します。

施策 20-3 競技団体との連携促進

【施策 20-3 現状及び課題】

競技力を向上させるため、その主体的な役割を担う競技団体の活動促進に向けた取組を進めるとともに、競技団体と連携しながら、トップアスリートを目指す選手に対して適切な指導を行うことができる指導者の発掘・育成・確保に取り組む必要があります。

【施策 20-3 施策の展開】

① 競技団体の活動促進と指導者の発掘育成

競技力の向上に主体的な役割を担う競技団体に対し、支援策を継続していくとともに、市全体の競技力向上に向けた底上げを図るための競技団体の連携を強化します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、各競技団体の指導力強化に向け、指導者の発掘・育成・確保に努めます。

施策 20-4 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

【施策 20-4 現状及び課題】

競技力の向上を図るため、優秀な成績を収めた選手・団体に対する顕彰のほか、その指導者の指導意欲の向上を図るため、指導者に対する顕彰にも取り組んでいます。

高度な専門技術を有する意欲ある優秀な指導者の発掘・育成について、より効果的な方法を検討する必要があります。

【施策 20-4 施策の展開】

① 顕彰制度による競技意欲や指導意欲の向上

東北大会以上の大会で優秀な成績を収めた選手、団体を対象とした顕彰に加え、全国大会以上の大会で優秀な成績を収めた選手の指導者を対象とした顕彰制度などを通じて、競技意欲や指導意欲の更なる向上を図ります。

※平成30年度からスポーツ関連事務が市長部局に移管されたため、令和3年度以降、基本施策20については「青森市スポーツ推進計画」に基づき推進することとします。

参考資料

1 計画策定の経過

年月日	内 容
平成 27 年 7 月 4 日（土） 【場所】青森市教育研修センター —5 階大研修室	第 1 回（仮称）青森市教育振興基本計画検討会議 ・委嘱状交付 ・（仮称）青森市教育振興基本計画の策定に向けた方針等について ・スケジュールについて ・課題について
平成 27 年 8 月 29 日（土） 【場所】青森市役所柳川庁舎 2 階大会議室	第 2 回（仮称）青森市教育振興基本計画検討会議 ・スケジュールの見直しについて ・（仮称）青森市教育振興基本計画の策定に当たっての課題について ・（仮称）青森市教育振興基本計画（骨子案）について
平成 27 年 10 月 26 日（月） 【場所】青森市教育研修センター —5 階大会議室	第 3 回（仮称）青森市教育振興基本計画検討会議 ・（仮称）青森市教育振興基本計画（素案たたき台）について
平成 27 年 11 月 2 日（月） 【場所】青森市役所議会棟 4 階 第 1 委員会室	平成 27 年度第 3 回青森市総合教育会議 ・（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）について
平成 27 年 11 月 9 日（月）～平成 27 年 11 月 20 日（金）	附属機関等からの意見聴取 ・青森市社会教育委員会議 ・青森市スポーツ審議会 ・青森市民図書館協議会
平成 27 年 11 月 26 日（木） 【場所】青森市役所柳川庁舎 1 階会議室	平成 27 年第 4 回青森市教育委員会臨時会 ・（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）について（作成）
平成 27 年 11 月 30 日（月） 【場所】青森市役所第 2 庁舎 2 階庁議室	平成 27 年度第 8 回臨時庁議 ・（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）について（報告）
平成 27 年 12 月 9 日（水）	文教経済常任委員会 ・（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について
平成 27 年 12 月 15 日（火）～ 平成 28 年 1 月 14 日（木）	「（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）」に係るわたしの意見提案制度の実施
平成 28 年 3 月 18 日（金） 【場所】青森市役所柳川庁舎 2 階大会議室	平成 28 年第 3 回青森市教育委員会定例会 ・青森市教育振興基本計画について（策定） ・「（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）」に係るわたしの意見提案制度による意見について

年月日	内 容
平成 28 年 3 月 24 日（木） 【場所】 青森市役所第 2 庁舎 2 階庁議室	平成 27 年度第 12 回定例庁議 ・青森市教育振興基本計画の策定について（報告） ・「（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）」に係るわたしの意見提案制度による意見について

2 「（仮称）青森市教育振興基本計画（素案）」に係るわたしの意見提案制度について

1 意見の募集期間

平成 27 年 12 月 15 日（火）から平成 28 年 1 月 14 日（木）まで

2 資料縦覧場所

青森市教育委員会事務局総務課（柳川庁舎 5 階）、市民サロン（本庁舎 1 階）、青森市情報公開コーナー（本庁舎 2 階）、地域サービス課（柳川庁舎 1 階）、浪岡庁舎総合案内（1 階）、青森市市政情報提供コーナー（アウガ 4 階情報プラザ）、各支所（5 箇所）、各市民センター（11 箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、文化関係施設〔（リンクステーションホール青森（文化会館）、リンクモア平安閣市民ホール（市民ホール）、市民美術展示館、森林博物館、縄文の学び舎・小牧野館、あおもり北のまほろば歴史館、中世の館、浪岡細野山の家）、スポーツ関係施設〔（カクヒログループスタジアム（市民体育館）、市民室内プール、屋内グラウンド（サンドーム）、みちぎんどリームスタジアム（スポーツ会館）、浪岡体育館）〕、市民図書館、青森市教育研修センター（3 階）、青森市立各小・中学校（小学校 47 箇所、中学校 19 箇所）、浪岡地区の各公民館（浪岡中央公民館、浪岡北中野公民館、浪岡本郷公民館、浪岡野沢公民館、浪岡女鹿沢公民館、浪岡大杉公民館）以上 111 箇所

3 意見提出方法

電子メール、郵送及びファックス

4 提出意見

1 件（意見提出者：1 団体、1 件）

3 (仮称) 青森市教育振興基本計画検討会議委員

区 分	氏 名	所属・役職
教育委員会	佐 藤 秀 樹	教育委員長
	佐 藤 克 則	教育委員長職務代行者
	石 澤 千 鶴 子	教育委員
	斎 藤 誠 子	教育委員
	池 田 享 誉	教育委員
	月 永 良 彦	教育長
学校教育	山 谷 尚 史	青森市小学校長会（金沢小学校校長）
	前 田 眞 己	青森市中学校長会（浪打中学校校長）
	木 立 匡 英	青森市PTA連合会（会長）
社会教育	蛭 名 由 子	社会教育委員
	矢 野 均	青森市子ども会育成連絡協議会（会長）
文化芸術関係	近 藤 由 紀	青森公立大学国際芸術センター青森（主任学芸員）
	嶋 中 克 之	アートでオン！（会長）
スポーツ・レクリエーション関係	増 田 あけみ	青森市スポーツ推進審議会（会長）
	奥 静 子	青森市スポーツ推進委員協議会（理事長兼事務局長）
読書	大 坂 美 保	図書館協議会（会長）
	西 村 恵美子	青森市読書団体連絡会（会長）
学識経験者	内 海 隆	青森公立大学経営経済学部（教授）、事務点検評価アドバイザー
	成 田 幾 末	事務点検評価アドバイザー
	熊 谷 せい子	青森明の星中学・高等学校（副校長補佐）